

高等学校
教育課程編成の県基準
教育課程編成の手引

令和2年

山梨県教育委員会

はじめに

文部科学省は、平成 30 年 3 月 30 日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂を行いました。この高等学校学習指導要領に基づく教育課程は、令和 4 年度（2022 年度）の入学生から年次進行で実施されますが、総則の一部、総合的な探究の時間及び特別活動などについては、平成 31 年 4 月 1 日から実施するなどの移行措置が講じられています。

今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜の一体的改革の実施の中で行われた改訂であり、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の考え方により行われました。

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成 21 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

そして、これらの考え方にに基づき、育成を目指す資質・能力の明確化や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進も求められています。

県教育委員会においては、この改訂の趣旨の徹底を図るために、平成 30 年 8 月より 4 年計画で県内高等学校全教員を対象とした教育課程研究集会を開催するなど周知に努めてまいりました。また、平成 30 年度には山梨県高等学校教育課程研究協議会を設置し、2 年間にわたり研究協議を重ね、「教育課程編成の県基準」及び「教育課程編成の手引」を作成しました。

各学校においては、関係法令や学習指導要領、そして教育課程編成の県基準及び手引等を十分に活用し、それぞれの地域や学校の実態に応じた、創意工夫を生かした特色ある教育課程が編成・実施されるよう願うものであります。

令和 2 年 3 月

山梨県教育委員会
教育長 市川 満

目 次

はじめに

山梨県教育委員会教育長 市 川 満

<教育課程編成の県基準>

山梨県立高等学校教育課程編成の県基準	1
--------------------	---

<教育課程編成の手引き>

教育課程の編成と評価について	7
学習指導要領 第1章 総則（本文）	11
総則第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割 Q&A	23
総則第2款 教育課程の編成 Q&A	33
総則第3款 教育課程の実施と学習評価 Q&A	53
総則第4款 単位の修得及び卒業の認定 Q&A	61
総則第5款 生徒の発達の支援 Q&A	64
総則第6款 学校運営上の留意事項 Q&A	68
総則第7款 道徳教育に関する配慮事項 Q&A	69
学習指導要領 第4章 総合的な探究の時間（本文）	71
学習指導要領 第4章 総合的な探究の時間 Q&A	73
学習指導要領 第5章 特別活動（本文）	78
学習指導要領 第5章 特別活動 Q&A	82
追記（令和3年3月）	84

<様式>

様式1 「令和〇〇年度教育課程の編成について（協議）」	88
様式2 「令和〇〇年度教育課程の編成について（届出）」	89
様式3 「令和〇〇年度教育課程の編成について（協議）」	90
様式4 「標準と異なる教育課程の実施についての事情説明」	91
様式5 「令和〇〇年度使用準教科書について（申請）」	92

山梨県立高等学校教育課程編成の県基準

令和2年3月27日付教高第4254号（通達）

令和4年度以降の入学者に係る教育課程は、法令及び高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）と、次に掲げる基準によって編成するものとする。

1 基本方針

- (1) 人間として調和のとれた生徒の育成に努める。
- (2) 生徒や地域、学校の実態等を十分考慮し、高等学校教育の共通性の確保と多様性への対応を踏まえた上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒の生きる力の育成に努める。
- (3) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。
- (4) 豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
- (5) 人間としての在り方生き方に関する教育及び健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める。
- (6) 就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うよう努める。
- (7) 「社会に開かれた教育課程」のもとで、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくことに努める。

2 各教科・科目

- (1) 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は別表に定めるところによるものとする。
- (2) すべての生徒に履修させる各教科・科目（必履修教科・科目）について、生徒の実態及び専門学科の特色等により、その単位数の一部を減ずる必要が生じた場合は、県教育委員会と協議するものとする。
- (3) 専門学科において、専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることの必要が生じた場合は、県教育委員会へ届け出るものとする。
- (4) 夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する必要がある場合は、県教育委員会と協議するものとする。
- (5) 10分から15分程度の短い時間を単位として指導を行い、その時間を当該教科・科目の授業時数に含める必要が生じた場合は、県教

育委員会と協議するものとする。

3 学校設定教科・科目

学校設定教科・科目を設置する場合は、その教科・科目の名称、目標、内容、単位数等について、県教育委員会へ届け出るものとする。

4 総合的な探究の時間

- (1) 各学校は生徒や地域の実態等に応じて創意工夫を生かした教育活動を行うよう指導体制を整備し、特色ある学校づくりに努める。
- (2) 職業教育を主とする学科においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができるが、その場合は県教育委員会へ届け出るものとする。
- (3) 理数の「理数探究基礎」または「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができるが、その場合は県教育委員会へ届け出るものとする。
- (4) 特に必要があり、2単位とする場合は、県教育委員会と協議するものとする。

5 特別活動

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上を確保するとともに、全ての生徒に対し、各年次、毎週履修させるものとする。

6 単位修得

教育課程編成に当たって、単位修得の認定を学期の区分ごとに行う場合は、県教育委員会へ届け出るものとする。

7 備考

令和4年度以前の入学者に係る教育課程の編成についても2-(2)～(5)、3～6を適用するものとする。

(平成30年8月31日 文部科学省告示第172号)

附 則

この県基準は、令和4年4月1日から施行する。ただし、法令及び高等学校学習指導要領（平成30年3月30日 文部科学省告示第68号）の改訂が行われた場合は、これに基づき改める。

別表 主として専門学科において開設される各教科・科目

教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
農 業	農 業 と 環 境	3	工 業	製 図	6
	課 題 研 究	3		工 業 情 報 数 理	3
	総 合 実 習	4		工 業 材 料 技 術	3
	農 業 と 情 報	2		工 業 技 術 英 語	3
	作 物	4		工 業 管 理 技 術	4
	野 菜	6		工 業 環 境 技 術	2
	果 樹	6		機 械 工 作	4
	草 花	6		機 械 設 計	4
	畜 産	4		原 動 機	3
	栽 培 と 環 境	2		電 子 機 械	4
	飼 育 と 環 境	2		生 産 技 術	4
	農 業 経 営	4		自 動 車 工 学	4
	農 業 機 械	4		自 動 車 整 備	4
	植物バイオテクノロジー	4		船 舶 工 学	9
	食 品 製 造	6		電 気 回 路	5
	食 品 化 学	6		電 気 機 器	4
	食 品 微 生 物	6		電 力 技 術	4
	食 品 流 通	4		電 子 技 術	4
	森 林 科 学	6		電 子 回 路	4
	森 林 経 営	4		電 子 計 測 制 御	4
	林 産 物 利 用	6		通 信 技 術	3
	農 業 土 木 設 計	6		プ ロ グ ラ ミ ン グ 技 術	3
	農 業 土 木 施 工	4		ハ ー ド ウ ェ ア 技 術	4
	水 循 環	4		ソ フ ト ウ ェ ア 技 術	3
	造 園 計 画	6		コ ン プ ュ ー タ シ ス テ ム 技 術	4
	造 園 施 工 管 理	6		建 築 構 造	4
	造 園 植 栽	4		建 築 計 画	4
	測 量	6		建 築 構 造 設 計	4
	生 物 活 用	4		建 築 施 工	3
	地 域 資 源 活 用	4		建 築 法 規	2
工 業	工 業 技 術 基 礎	3	設 備 計 画	4	
	課 題 研 究	3	空 気 調 和 設 備	4	
	実 習	9	衛 生 ・ 防 災 設 備	4	

教 科	科 目	標 準 単位数	教 科	科 目	標 準 単位数	
工 業	測 量	4	商 業	管 理 会 計	3	
	土 木 基 盤 力 学	4		情 報 処 理	3	
	土 木 構 造 設 計	4		ソ フ ト ウ ェ ア 活 用	3	
	土 木 施 工	5		プ ロ グ ラ ミ ン グ	3	
	社 会 基 盤 工 学	3		ネ ッ ト ワ ー ク 活 用	3	
	工 業 化 学	6		ネ ッ ト ワ ー ク 管 理	3	
	化 学 工 学	4	家 庭	生 活 産 業 基 礎	2	
	地 球 環 境 化 学	4		課 題 研 究	3	
	材 料 製 造 技 術	4		生 活 産 業 情 報	3	
	材 料 工 学	4		消 費 生 活	3	
	材 料 加 工	4		保 育 基 礎	3	
	セ ラ ミ ッ ク 化 学	4		保 育 実 践	4	
	セ ラ ミ ッ ク 技 術	4		生 活 と 福 祉	4	
	セ ラ ミ ッ ク 工 業	4		住 生 活 デ ザ イ ン	4	
	繊 維 製 品	4		服 飾 文 化	3	
	繊 維 ・ 染 色 技 術	3		フ ァ ッ シ ョ ン 造 形 基 礎	4	
	染 織 デ ザ イ ン	3		フ ァ ッ シ ョ ン 造 形	8	
	イ ン テ リ ア 計 画	3		フ ァ ッ シ ョ ン デ ザ イ ン	10	
	イ ン テ リ ア 装 備	3		服 飾 手 芸	3	
	イ ン テ リ ア エ レ メ ン ト 生 産	3		フ ー ド デ ザ イ ン	4	
	デ ザ イ ン 実 践	3		食 文 化	2	
	デ ザ イ ン 材 料	3		調 理	14	
	デ ザ イ ン 史	3		栄 養	3	
	商 業	ビ ジ ネ ス 基 礎		3	食 品	2
		課 題 研 究		3	食 品 衛 生	4
		総 合 実 践		3	公 衆 衛 生	4
ビ ジ ネ ス ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		3	総 合 調 理 実 習	4		
マ ー ケ テ ィ ン グ		3	看 護	基 礎 看 護	8	
商 品 開 発 と 流 通		3		人 体 の 構 造 と 機 能	4	
観 光 ビ ジ ネ ス		3		疾 病 の 成 り 立 ち と 回 復 の 促 進	6	
ビ ジ ネ ス ・ マ ネ ジ メ ン ト		3		健 康 支 援 と 社 会 保 障 制 度	4	
グ ロ ー バ ル 経 済		3		成 人 看 護	4	
ビ ジ ネ ス 法 規		3		老 年 看 護	2	
簿 記		4		小 児 看 護	2	
財 務 会 計 I		3		母 性 看 護	2	
財 務 会 計 II		3		精 神 看 護	2	
原 価 計 算		3		在 宅 看 護	2	

教科	科目	標準 単位数	教科	科目	標準 単位数
看護	看護の統合と実践	2	体育	スポーツⅢ	8
	看護臨地実習	21		スポーツⅣ	8
	看護情報	2		スポーツⅤ	3
情報	情報産業と社会	3		スポーツⅥ	3
	課題研究	3		スポーツ総合演習	6
	情報の表現と管理	3		音楽	音楽理論
	情報テクノロジー	3	音楽史		2
	情報セキュリティ	3	演奏研究		2
	情報システムのプログラミング	4	ソルフェージュ		2
	ネットワークシステム	4	声楽		2
	データベース	4	器楽		2
	情報デザイン	4	作曲		2
	コンテンツの制作と発信	4	鑑賞研究		2
	メディアとサービス	4	美術	美術概論	2
情報実習	6	美術史		2	
福祉	社会福祉基礎	3		鑑賞研究	2
	介護福祉基礎	3		素描	2
	コミュニケーション技術	2		構成	2
	生活支援技術	4		絵画	2
	介護過程	3		版画	2
	介護総合演習	3		彫刻	2
	介護実習	4		ビジュアルデザイン	2
	こころとからだの理解	3		クラフトデザイン	2
	福祉情報	2	情報メディアデザイン	2	
理数	理数数学Ⅰ	6	映像表現	2	
	理数数学Ⅱ	8	環境造形	2	
	理数数学特論	6	英語	総合英語Ⅰ	3
	理数物理	6		総合英語Ⅱ	4
	理数化学	6		総合英語Ⅲ	4
	理数生物	6		ディベート・ディスカッションⅠ	2
	理数地学	6		ディベート・ディスカッションⅡ	2
体育	スポーツ概論	6		エッセイライティングⅠ	2
	スポーツⅠ	8		エッセイライティングⅡ	2
	スポーツⅡ	8			

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は、設置者である山梨県教育委員会が定め、その標準単位数を標準として各学校が地域の実態や学科の特色等に応じて、弾力的に教育課程表に位置づけることとする。単位数を減ずる場合には、その科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で行うよう留意すること。具体的には、当該学科のすべての生徒に履修させることを原則としている科目については標準単位数の2分の1、その他の科目については標準単位数の3分の1を履修認定の下限とする。また、履修の上限は、原則として、標準単位数の2倍までとする。

教育課程の編成と評価について

地域や学校の実態に即し、また、生徒の特性、進路等に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するために、教育課程の編成と評価に当たっては次の諸点を踏まえる必要がある。

(1) 教育課程の意義

教育課程は、日々の指導の中でその存在があまりにも当然のこととなっており、その意義が改めて振り返られる機会は多くはないが、各学校の教育活動の中核として最も重要な役割を担うものである。教育課程の意義については様々な捉え方があるが、学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言うことができ、その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）とともに、学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、高等学校の目的（第50条）及び目標（第51条）に関する規定がそれぞれ置かれている。

これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則においては、各学科に共通する各教科として、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報及び理数を、主として専門学科において開設される各教科として、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術及び英語を示しており、これらの教科並びに総合的な探究の時間及び特別活動によって教育課程を編成することとしている。

各学校においては、こうした法令で定められている教育の目的や目標などに基づき、生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にすること（第1章総則第1款3）や、各学校の教育目標を設定（第1章総則第2款1）することが求められ、それらを実現するために必要な各教科・科目等の教育の内容を、教科等横断的な視点を持ちつつ、各教科・科目等の相互の関連を図りながら組織する必要がある。

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、教育の内容とどのように組み合わせるかは、教育課程の編成上重要な要素になってくる。高等学校の各教科・科目は、小・中学校の各教科のように、標準授業時数を学校教育法施行規則に定めているのではなく、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている。したがって、高等学校の各教科・科目及び総合的な探究の時間における授業時数の配当に当たっては、その標準単位数等に基づいて、内容との関連を踏まえつつ、具体的な単位数を配当することが重要である。

各学校においては、以上のことを踏まえ、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学校教育全体や各教科・科目等の目標やねらいを明確にし、それらを実現するために必要な教育の内容を、教科等横断的な視点を持ちつつ、各教科・科目等の相互の関連を図りながら、授業時数との関連において総合的に組織していくことが求められる。こうした教育課程の編成は、第1章総則第1款5に示すカリキュラム・マネジメントの一環として行われるものであり、総則の項目立てについては、各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて、①高等学校教育の基本と教育課程の役割（第1章総則第1款）、②教育課程の編成（第1章総則第2款）、③教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3款）、④単位の修得及び卒業の認定（第1章総則第4款）、⑤生徒の発達の支援（第1章総則第5款）、⑥学校運営上の留意事項（第1章総則第6款）、⑦道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第7款）としているところである。

(2) 教育課程の編成

●教育目標の設定

各学校の教育課程の編成の基本となる学校の教育目標は、法令に定める学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づき、各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定することが重要となる。各学校における教育課程は、当該学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な教科・科目等を編成する。

今回の改訂においては、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点に立って育成することを規定している。また、各教科等においても、当該教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って再整理し、当該教科等の目標及び内容として明確にしている。

各学校において、教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能となるよう、教育目標は具体性を有するものであることが求められる。法令や教育委員会の規則、方針等を踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、第1章総則第1款3に基づき、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明らかにしながら、そうした実態やねらいを十分反映した具体性のある教育目標を設定することが必要である。また、長期的な視野をもって教育を行うことができるよう、教育的な価値や継続的な実践の可能性も十分踏まえて設定していくことが重要である。

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。そのためにも、例えば、学校経営方針やグランドデザイン等の策定や公表が効果的に行われていくことが求められる。

また、第4章総合的な探究の時間第2の1に基づき各学校が定めることとされている総合的な探究の時間の目標については、上記により定められる学校の教育目標との関連を図り、生徒や学校、地域の実態に応じてふさわしい探究課題を設定することができるという総合的な探究の時間の特質が、各学校の教育目標の実現に生かされるようにしていくことが重要である。

以上のことを整理すると、各学校において教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえることが重要となる。

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

●教育課程編成の手順

教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。この点に十分留意することが求められる。ここでは、学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示す。

- (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。
- (2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。

教育課程の編成・実施は、校長のリーダーシップの下、組織的かつ計画的に取り組む必要がある。教育課程の編成・実施を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。

また、編成・実施の作業日程を明確にするとともに、学校が行う他の諸活動との調和を図る。その際、既存の組織や各種会議の在り方を見直し必要に応じ精選を図るなど業務改善の視点をもつことも重要である。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成に関わる学校の実態や諸条件を把握する。

(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

(5) 教育課程を編成する。

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、各教科・科目等及び指導内容を選択し、組織し、それに必要な単位数や授業時数を定めて編成する。

(6) 教育課程を評価し改善する。

実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確して改善を図る。

(3) 教育課程の評価

●学校評価に関する法制度

各学校が行う学校評価は、学校教育法第 42 条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則第 66 条から第 68 条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕」（平成 28 年 3 月文部科学省）を作成している。

●学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

文部科学省が作成する「学校評価ガイドライン」では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断するべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が次の 12 分野にわたり示されている。

- ①教育課程・学習指導，②キャリア教育（進路指導），③生徒指導，④保健管理，⑤安全管理，⑥特別支援教育，⑦組織運営，⑧研修（資質向上の取組），⑨教育目標・学校評価，⑩情報提供，⑪保護者，地域住民等との連携，⑫環境整備

「教育課程・学習指導」については、「各教科等の授業の状況」，「教育課程等の状況」のもとに例として示されている。各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待される。

(4) 教育課程の改善

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。こうした改善については、校内の取組を

通して比較的直ちに修正できるものもあれば、教育委員会の指導助言を得ながら長期的に改善を図っていくことが必要となるものもあるため、必要な体制や日程を具体化し組織的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

こうした教育課程の評価や改善は、第1章総則第6款1アに示すとおり、学校評価と関連付けながら実施することが必要である。文部科学省が作成している「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月）では、各学校や設置者において設定する評価項目・指標等の参考例として、学力調査や運動・体力調査の結果など、生徒の学力・体力の状況を把握するデータを例示している。また、平成30年3月に制度化され平成31年度から本格的に利活用が開始される予定の「高校生のための学びの基礎診断」（高等学校における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組み）を高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用し、生徒自身の学習の改善や教師による指導の改善に生かすことも考えられる。

●改善の在り方

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせていくことが重要となる。しかし、こうした人的又は物的な体制を確保することのみならず、その改善を図っていくことが重要である。各学校には、校長、副校長や教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担して処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて教育課程に関する研究を重ね、創意工夫を加えて編成や改善を図っていくことが重要である。また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、学校評議員制度や学校運営協議会制度、地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成（Q1-1）するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力（Q1-2）を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ（Q1-3），これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育（Q1-4）の充実に努めること。学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に努めるものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。
 - (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育（Q1-5）の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力（Q1-6）の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが

偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得 (Q1-7) されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成 (Q1-8) すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養 (Q1-9) すること。

- 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習 (Q1-10) の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。
- 5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント (Q1-11, 1-12)」という。）に努めるものとする。

第2款 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 各教科・科目及び単位数等

ア 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させるイからオまでに示す各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、(2)のア、イ及びウの(ア)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて 74 単位以上 (Q2-1, 2-2) とする。

単位 (Q2-3) については、1 単位時間を 50 分とし (Q2-4)、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、5 に定めるところによるものとする。

イ 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって (Q2-5, 2-6)、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの 標準単位数 (Q2-7) を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる (Q2-8)。

ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって（Q2-9, 2-10, 2-11）、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする（Q2-12）。

エ 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる（Q2-13, 2-14, 2-15, 2-16, 2-17）。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

オ 学校設定教科

(ア) 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる（Q2-18, 2-19）。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(イ) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- ㊦ 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- ㊧ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ㊨ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

(2) 各教科・科目の履修等

ア 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

(ア) 全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、(1)のイに標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる（Q2-20）。

- ㊦ 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」
- ㊧ 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」
- ㊨ 公民のうち「公共」
- ㊩ 数学のうち「数学Ⅰ」
- ㊪ 理科のうち「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- ㊫ 保健体育のうち「体育（Q2-21）」及び「保健」

- ㊤ 芸術のうち「音楽Ⅰ」，「美術Ⅰ」，「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
- ㊦ 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は，学校設定科目として設ける1科目とし，その標準単位数は3単位とする。）
- ㊧ 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目
- ㊨ 情報のうち「情報Ⅰ」（**Q2-22**）

- (イ) 総合的な探究の時間については，全ての生徒に履修させるものとし，その単位数は，(1)のイに標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし，特に必要がある場合には，その単位数を2単位とすることができる（Q2-23）。
- (ウ) 外国の高等学校に留学していた生徒について，外国の高等学校における履修により，必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては，外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる（Q2-24, 2-25, 2-26）。

イ 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については，アのほか次のとおりとする。

- (ア) 専門学科においては，専門教科・科目（(1)のウの表に掲げる各教科・科目，同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について，全ての生徒に履修させる単位数は，25単位を下らないこと（Q2-27）。ただし，商業に関する学科においては，上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また，商業に関する学科以外の専門学科においては，各学科の目標を達成する上で，専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により，専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。
- (イ) 専門教科・科目の履修によって，アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目の履修をもって，必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること（Q2-28, 2-29）。
- (ウ) 職業教育を主とする専門学科においては，総合的な探究の時間の履修により，農業，工業，商業，水産，家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」，看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また，課題研究等の履修により，総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては，課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること（Q2-30）。

ウ 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については，アのほか次のとおりとする。

- (ア) 総合学科においては，(1)のオの(イ)に掲げる「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし（**Q2-31, 2-32**），標準単位数は2～4単位とすること。
- (イ) 総合学科においては，学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とすることを原則とするとともに，「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け，生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際，生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう，体系的や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに，必要に応じ，それら以外の各教科・科目を設け，生徒が自由に選択履修できるようにすること。

(3) 各教科・科目等の授業時数等

ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は，年間35週行うことを標

準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる（Q2-33, 2-34, 2-35）。

イ 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる（Q2-36）。

ウ 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする（Q2-37）。

エ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとする（Q2-38, 2-39）。

オ 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする（Q2-40）。

カ 定時制の課程において、特別の事情（Q2-41）がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

キ 各教科・科目等のそれぞれの授業の1 単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする（Q2-42）。

ク 各教科・科目等の特質に応じ、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合（Q2-43, 2-44, 2-45, 2-46）において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。

ケ 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる（Q2-47）。

コ 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる（Q2-48）。

(4) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い

ア 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる（Q2-49）。

また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。

イ 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない（Q2-50）ので、学校においては、その取扱いについて適切

な工夫を加えるものとする。

ウ 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる（Q2-51, 2-52）。

エ 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

(6) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科・科目等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科・科目等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(7) キャリア教育及び職業教育に関する配慮事項

ア 学校においては、第5款の1に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために（Q2-53）、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設ける（Q2-54）とともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

イ 普通科においては、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする（Q2-55）。

ウ 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること（Q2-56）。

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

エ 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

(イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。

(ウ) 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）（Q2-57）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるとき（Q2-58）は、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること（Q2-59）。

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 現行の中学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身

に付けることができるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型高等学校及び併設型高等学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成する（Q2-60）こと。

(2) 生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること（Q2-61）。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること（Q2-62, 2-63）。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修（Q2-64, 2-65）させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

(3) 大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

5 通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、1から4まで（3の(3)、(4)並びに(7)のエの(ア)及び(イ)を除く。）並びに第1款及び第3款から第7款までに定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとする。

(2) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校が適切に定めるものとする。

(3) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

(4) 各学校における面接指導の1回あたりの時間は、各学校において、(1)から(3)までの標準を踏まえ、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとする。

(5) 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。なお、生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように十分配慮しなければならない。

(6) 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(Q3-1)を行うこと。特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。
- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図る(Q3-2)ため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図る(Q3-3)ため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動(Q3-4)を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 学校図書館(Q3-5)を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価(Q3-6)の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫(Q3-7)すること。

第4款 単位の修得及び卒業の認定

1 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定(Q4-1, 4-2)

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない(Q4-3, 4-4)。

(2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が第4章の第2の1に基づき定められる目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

(3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したとき(Q4-5, 4-6)は、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる(Q4-7)。

2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする(Q4-8)。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする(Q4-9)。

第5款 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

(4) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。

また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。

(5) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

(6) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るため

の指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒など (Q5-1) については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し (Q5-2)、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導 (Q5-3)」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第 129 条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第 6 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図る (Q5-4) など、教師間の連携に努めるものとする。

なお、通級による指導における単位の修得の認定 (Q5-5, 5-6) については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による指導を 2 以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1 単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し (Q5-7)、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した生徒など (Q5-8) の学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かす (Q5-9) などの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒 (Q5-10) については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(3) 不登校生徒への配慮

ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など(Q6-1)の運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師(Q7-1)」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

2 道徳教育を進めるに当たって(Q7-2)は、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、

自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

- 4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり，道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど，家庭や地域社会との共通理解を深めること。

総則第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割 Q & A

総則第1款1 教育課程編成の原則

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成(Q1-1)するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

Q1-1 教育課程の編成の主体はどこ(だれ)にありますか。また、教育課程の編成に当たっての原則はどのようなことですか。

A1-1 各学校の教育課程は、学校の長たる校長が責任者となって編成されます。ただし、これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体ですから、教育課程の編成作業は、全教職員の協力の下に行われなければなりません。総合的な探究の時間をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を編成するために、教科や学年等の枠を超えて教師同士が連携協力することが重要です。第1章総則第1款1及び第1章総則第1款2において、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されています。

また、教育課程を編成するに当たって、次の5点が編成の原則となります。

- ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
- イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと
- ウ 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること
- エ 課程や学科の特色を十分考慮すること
- オ 学校や地域の実態を十分考慮すること

第1章総則第1款1で示す「これらに掲げる目標」とは、学習指導要領を含む教育課程に関する法令及び各学校が編成する教育課程が掲げる目標を指すものです。また、「目標を達成するよう教育を行うものとする」の規定は、教育基本法第2条(教育の目標)、学校教育法第51条(高等学校教育の目標)が、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする」と規定していることを踏まえたものであり、生徒が目標を達成することを義務付けるものではありませんが、各学校は目標を達成するように教育を行う必要があります。

校長を中心として全教職員が共通理解を図りながら、学校として統一のある、しかも特色をもった教育課程を編成することが求められます。

総則第1款2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力(Q1-2)を育むことを目指すものとする。

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ(Q1-3)、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
- (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育(Q1-4)の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育(Q1-5)の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間のもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

Q1-2 今回の改訂で示されている「生きる力」は、これまでの「生きる力」と何か違いがありますか。

A1-2 違いはありません。そもそも、「生きる力」は、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」において、基礎・基本を確実に身に付け、「いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、そして「たくましく生きるための健康や体力」を重要な要素であるとし、この答申を受けて、平成11年に、学習指導要領が全面的に改訂されました。

平成21年の改訂では、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっているという認識が示され、知・徳・体のバランスのとれた育成（教育基本法第2条第1号）や基礎的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学校教育法第30条第2項）など、教育基本法や学校教育法の規定に基づき、生徒に「生きる力」を育むことが重視されました。

今回の改訂では、平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を育んでいくことを重視しています。

つまり、こうした力は、これまで学校教育が育成を目指してきた「生きる力」そのもので、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直したということなのです。

その上で、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の担い手となるために必要な力を育むた

めには、「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、生徒がその内容を既得の知識及び技能と関連付けながら深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる生きて働く知識及び技能となることを含め、その内容を学ぶことで生徒が「何ができるようになるか」を併せて重視する必要があります。

Q1-3 確かな学力を身に付けさせるために重要となることはどのようなことですか。

A1-3 確かな学力を身に付けさせるために重要なこととして、以下の三つを目指す教育の充実に努めることを示しています。

- ① 「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」
- ② 「思考力、判断力、表現力等の育成」
- ③ 「主体的に学習に取り組む態度の涵養」

①はQ1-7で、②はQ1-8で、③はQ1-9で、それぞれ解説していますが、この三つに加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことが示されています。

また、確かな学力の育成に当たっては、「学習の基盤をつくる活動を充実する」ことが特に重要となります。「学習の基盤となる資質・能力」については、主に以下の三つとなっています。

ア 言語能力

教科書や教師の説明、資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、ホームルームにおいて生徒間で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

イ 情報活用能力

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。

ウ 問題発見・解決能力

各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を教科等の特質に応じて図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにするとともに、総合的な探究の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにすることが重要である。

なお、各学校においてはここに挙げられた三つの資質・能力以外にも、生徒の実態を踏まえ、学習の基盤づくりに向けて課題となる資質・能力は何かを明確にし、カリキュラム・マネジメントの中でその育成が図られるように努めていくことが求められています。

加えて、「家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立されるよう配慮すること」の重要性を示しています。小・中・高等学校を通して学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習

など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要があります。

Q1-4 「豊かな心や創造性の涵養を目指した教育」を充実させる上での留意事項は何ですか。

A1-4 教育基本法は、教育の目的として「豊かな情操と道徳心を培う」ことを規定し、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることを示しています。

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育で、学校の教育活動全体を通じて行い、小・中学校における「特別の教科である道徳」で示された道徳的諸価値の理解を基にし、自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成と、人間としての在り方生き方についての考えを深めながら、自立した人間として他者と共によりよく生きる実践（行為・表現など）の基盤となる道徳性（道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度）の育成を目指す教育です。

体験活動については、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点からも充実が重要です。例えば、就業体験活動、ボランティア活動、福祉体験活動、自然体験活動、地域の行事への参加が考えられます。また、人間と自然、あるいは美しいものとの関わりを多面的・多角的に捉えさせることや、有限な人間の力を超えたものを謙虚に受け止める心を育てることも指導の一例です。

多様な表現や鑑賞の活動等については、例えば、芸術科における表現及び鑑賞の活動や、保健体育科における表現運動、特別活動における文化的行事等の充実が考えられます。また、学校行事において、生徒一人一人が学校や学級の一員として活動した経験をもとに、自分の役割と責任について自覚を深めた体験を振り返ることも指導の一例です。

Q1-5 「健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育」の充実に努める上での留意事項は何ですか。

A1-5 教育基本法は、教育の目的として「健やかな身体を養う」ことを規定し、体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体として取り組むことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることを示しています。

これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要で、体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっていることから、「生きる力」を支える重要な要素となります。そのため、学校の教育活動を通して、①体育に関する指導、②健康に関する指導、③安全に関する指導、④心身の健康の保持増進に関する指導、を行っていくことが必要です。これらの指導を進める上での留意事項は以下の通りです。

①体育に関する指導

生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにするため、教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、体育祭、集団宿泊活動、集会などの特別活動や、運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校の教育活動全体として効果的に取り組んでいくこと。

②健康に関する指導

生徒が身近な生活において健康に関する知識や必要な情報を自ら収集し、適切な意志決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成していくこと。特に、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する生活習慣病をはじめとする健康課題のほか、食品の安全性確保等の食に関わる課題が顕在化していることから、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊か

な人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を重視していくこと。

③安全に関する指導

様々な自然災害、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴う安全に関する環境の変化などにより、生活の安全、交通安全、防災に関する指導、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつけるようにすること。

④心身の健康の保持増進に関する指導

情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が安易になっていることなどから、生徒が情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導も重視していくこと。

なお、体育・健康に関する指導にあたっては、保健体育科担当の教師のみに任せるのではなく、全教職員の理解と協力のもと、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努め、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的かつ組織的に進めていくことが大切です。

総則第1款3 育成を目指す資質・能力

3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力(Q1-6)の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得(Q1-7)されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成(Q1-8)すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養(Q1-9)すること。

Q1-6 従来の四つの評価の観点から、なぜ資質・能力を柱とした三つの観点到に整理されたのですか。

A1-6 学校教育法第30条第2項において、学校教育において重視すべき点は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の三つの要素で示されていることから、従来の、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の四つの評価の観点から整理されました。

目標に準拠した評価を更に進めていくためには、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、学校教育法が規定する3要素との関係を更に明確にし、育成すべき資質・能力の三つの柱に沿って各教科の指導改善等が図られるよう、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到に沿って観点到別学習状況の評価を行い、それらを総括した評定を示すこととなります。

観点到別学習状況の評価の観点到は、各教科における教育の目標と表裏一体の関係にあることから、今後、各教科において、育成すべき資質・能力を踏まえて教育の目標を検討する際には、評価の観点到の在り方と一貫性を持った形で検討を進めていくことが必要となります。

Q1-7 「知識及び技能の習得」についての重点事項は何ですか。

A1-7 知識及び技能の習得は、確かな学力だけでなく「生きる力」全体を支えている要素の一つであり、「何を理解しているか、何ができるか」がキーワードになっています。この力は、質や量に支えられており、Q1-8、Q1-9で取り上げる二つの柱との相互関係を見通しながら、発達の段階に

応じて、生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにする必要があります。

「知識」については、各教科・科目での活動において、その各教科・科目等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくこと、また芸術系教科・科目における知識は、一人一人が感性などを働かせて様々な事を感じ取りながら考え、自分なりに理解し、表現したり鑑賞したりする喜びにつながっていくものであることが重要になります。

「技能」については、一定の手順や段階を追っていく過程を通して個別の技能を身に付けながら、そうした新たな技能が既得の技能等と関連付けられ、他の学習や生活の場面でも活用できるように習熟・熟達した技能として習得されるようにしていくことが重要になります。

したがって、知識及び技能の習得のためには「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要となります。

Q1-8 「思考力・判断力・表現力等の育成」についての重点事項は何ですか。

A1-8 思考力・判断力・表現力等の育成は、「確かな学力」だけでなく「生きる力」全体を支えている要素の一つであり、「理解していることやできることをどう使うか」がキーワードになっています。この力は、直面するであろう未知の状況下でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をすべきかを整理し、既得の知識や技能を活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考える力です。特に「知識及び技能を活用して課題を解決する」過程が重要であり、以下の三つに分類されると考えられます。

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

また、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに「教科等横断的な視点」も重要となります。

これらの過程に必要となる「思考力、判断力、表現力等」が、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立って、それぞれの過程について、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成の中で育まれるようにすることが重要です。

Q1-9 「学びに向かう力、人間性等を涵養」することについての重点事項は何ですか。

A1-9 学びに向かう力、人間性等の涵養は、「確かな学力」だけでなく「生きる力」全体を支えている要素の一つであり、「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」がキーワードになっています。

生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となります。つまり、これらは自分の思考や行動を客観的に把握し認識する「メタ認知」に関わる力を含んでおり、さらに協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものまでも含まれています。したがって生徒や学校、地域の実態を踏まえて指導のねらいを設定していくことが重要であり、豊かな実践や体験活動などを含め、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を

実感できるように学習活動を充実させることが必要となります。学習の場でもあり、生活の場でもある学校において、生徒一人一人がその可能性を発揮できるようにすることが教育活動で必要となります。

総則第1款4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習（Q1-10）の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

Q1-10 就業やボランティアに関わる体験的な学習活動を教育課程上に位置付けるにはどのようなことが考えられますか。また、教育課程の編成に当たってはどのような配慮が必要ですか。

A1-10 今回の改訂では、主に以下の4点の教育課程上の位置付けが挙げられています。

① 各教科・科目において実施する場合

職業に関する各教科の「課題研究」等での産業現場等における実習、家庭科の「家庭総合」でのボランティア活動への参加や身近な高齢者との交流などが具体例として挙げられます。また、職業に関する各教科・科目における実習については、その各教科・科目の内容に直接関係のある就業体験活動により替えることができるとされています(第1章総則第2款3(7)エ(ア))。更に、定時制・通信制の課程においては、職業における実務等を各教科・科目の履修の一部に替えることのできる実務代替の仕組みが設けられています(第1章総則第2款3(7)エ(イ))。

このほか、就業体験活動やボランティア活動を行うための学校設定教科・科目を設けることも考えられます。特に「産業社会と人間」については、就業体験活動等を通じた指導に配慮すべきこととしています(第1章総則第2款3(1)オ(イ))。

② 特別活動で実施する場合

学校行事の勤労生産・奉仕的行事の中で就業体験活動を例示しています。特に、ボランティア活動については、生徒会活動及び学校行事のそれぞれにおいて取り上げることであります。また、学校行事においては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの工夫を求めています。

③ 総合的な探究の時間における学習活動として実施する場合

探究課題の一つとして、職業や自己の進路に関する課題を設定し、ボランティア活動、就業体験活動などを通じ、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動もこの時間の活動の一つの柱となることが考えられます。

④ 学校外における就業体験活動やボランティア活動に対して単位の修得を認定する方法

学校教育法施行規則第98条及び平成10年文部省告示第41号の規定により、平成10年4月より、学校外におけるボランティア活動、就業体験活動等を科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることが可能となっています。

教育課程編成にあたっての配慮については、主に以下の2点が挙げられます。

1点目は、就業やボランティアに関わる体験的な学習の教育効果を高めるために、ねらいを明確にすることです。主なねらいとしては、①勤労の尊さや創造することの喜びの体得に資すること、②望ましい勤労観や職業観の育成に資すること、③自分の能力・適性の判断や高等学校卒業後の進路の選択に資すること、④職業生活、社会生活に必要な知識・技術の習得及び創造的な能力や態度の育成に資すること、⑤社会の構成員として共に生きる心を養い、社会奉仕の精神の涵養に資することなどが挙げられます。

2点目は、地域や学校の実態に応じて、入学から卒業までを見通した指導計画の作成に創意工夫を加えることです。特に今回の改訂では、キャリア教育を推進するために、地域や産業界などとの

連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験活動の機会を積極的に設けるよう配慮すべきことを示しています（第1章総則第5款1(3)）。なお、平成28年12月の中央教育審議会答申においては、卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習だけでなく、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、大学・大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学等の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開について提言しています。

総則第1款5 カリキュラム・マネジメントの充実

5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント（Q1-11, 1-12）」という。）に努めるものとする。

Q1-11 「カリキュラム・マネジメント」とはどのようなことをいうのか詳しく教えてください。

A1-11 「カリキュラム・マネジメント」とは、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。

具体的には、生徒や学校、地域の実態を適切に把握した上で、次に示す三つの側面等を通して図られるものと定義されています。

- ・ 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

また、高等学校学習指導要領（平成30年告示）総則編解説は、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続きを踏まえて、以下のように項目立てされています。

- ① 高等学校教育の基本と教育課程の役割（第1章総則第1款）
- ② 教育課程の編成（第1章総則第2款）
- ③ 教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3款）
- ④ 単位の修得及び卒業の認定（第1章総則第4款）
- ⑤ 生徒の発達の支援（第1章総則第5款）
- ⑥ 学校運営上の留意事項（第1章総則第6款）
- ⑦ 道德教育に関する配慮事項（第1章総則第7款）

各学校においては上に挙げた項目等も含めて、教育課程に関する国や県教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められています。

Q1-12 「カリキュラム・マネジメント」を実際に進める手順を教えてください。また、「カリキュラム・マネジメント」を進めていく上での留意事項についても教えてください。

A1-12 各学校においては、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること」、「カリキュラム・マネジメントの三つの側面（Q1-11参照）」を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学

校の教育活動の質の向上を図っていくこと」を踏まえて学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組むこととなります。

【手順の一例】

- (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- (2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。
- (3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- (5) 教育課程を編成する。
- (6) 教育課程を評価し改善する。

一方で、編成した教育課程に基づき実施される日々の教育活動はもとより、教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつその実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものであり、この点に十分留意することが求められます。

【留意事項等】

- 各種調査結果やデータ等に基づき、生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握すること
- 保護者や地域住民の意向等を的確に把握した上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めること
- 校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うこと
- 学校評価の取組については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施すること
- 教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定して組織的かつ計画的に取組を進めること
- 何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすること
- 教育課程についての基本的な方針を家庭や地域とも共有していくこと
- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科・科目等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成すること
- 生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考え、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めていくこと
- 「何を学ぶか」という教育の内容を選択して組織していくことと同時に、その内容を学ぶことで生徒が「何ができるようになるか」という、育成を目指す資質・能力を指導のねらいとして明確に設定していくこと
- 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくこと
- 総合的な探究の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすること
- 教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくこと
- 学校の実態を踏まえて体制を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくこと
- 教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校や大学、研究機関、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて客観的かつ具体的に把握して、教育課程の編成に生かすこと

各学校には、校長、副校長や教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担して処理しています。これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて教育課程に関する研究を重ね、創意工夫を加えて教育課程の編成や改善を図っていくことが重要です。

また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、学校評議員制度や学校運営協議会制度、地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待されています。

総則第2款 教育課程の編成 Q&A

総則第2款1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

総則第2款2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

- (1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

総則第2款3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 各教科・科目及び単位数等 ア 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させるイからオまでに示す各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計は、(2)のア、イ及びウの(ア)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて 74 単位以上 (Q2-1, 2-2) とする。

単位 (Q2-3) については、1 単位時間を 50 分とし (Q2-4)、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、5 に定めるところによるものとする。

Q2-1 卒業までに履修させる教科・科目の単位数はどのようになっていますか。

A2-1 卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は 74 単位以上でなければなりません。しかし、これは高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではありません。

Q2-2 週 30 単位時間を超える設定をすることは可能ですか。

A2-2 各学校や生徒の実態等を考慮し、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、各学校の判断で週 30 単位時間を超えて授業を行うことが可能です。

ただし、標準と異なる単位時間を設定する場合は、必要性等を慎重に検討した上で、様式4により県教育委員会に事情を説明する必要があります。

Q2-3 「単位」の定義は何ですか。

A2-3 各教科・科目及び総合的な探究の時間については、その目標と内容に応じた学習時間を単位数により表しています。すなわち、単位は、各教科・科目等についての学習時間を測る尺度として用いられるもので、標準としては、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間行われた授業を 1 単位と計算することとしています。1 単位時間については、各学校においてそれを踏まえつつ、教育的

な配慮に基づき、学校や生徒の実態等に応じて弾力的に運用することができることを意味しています。このことについては、次のQ2-4を参照してください。ただし、通信制についてはこの限りではありません（総則第2款の5の(1)）。

また、例えば4単位と定められた科目の授業を受け（すなわち履修し）、その履修による学習の成果がその教科及び科目の目標からみて満足できると認められたときは、その科目について4単位を修得したと認定することになります（総則第4款の1(1)）。各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得については、当該各教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の成果が目標からみて満足できる程度以上に達した成績であれば、その定められた単位数によって認定されるのが原則であり、それより多く認定されたり、少なく認定されたりするものではありません。ただし、あらかじめ計画して、各教科・科目又は総合的な探究の時間を学期の区分に応じて単位ごとに分割して履修したときは、それぞれの学期ごとに単位を認定することができます。この場合は、様式2により県教育委員会に届け出る必要があります。また、2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとに単位を認定することが原則です（総則第2款の3(5)ウ及び第4款の1(3)）。

Q2-4 授業の1単位時間について弾力的に運用する具体例を示してください。

A2-4 例えば、すべての科目で、年間を通じて1単位45分や65分等で実施することが可能です。

また、特定の科目において、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、100分授業や25分授業といった時間割編成も可能です。

ただし、いずれの場合にも、1単位時間を50分とし、35単位時間、すなわち1,750分の授業を1単位とすることを計算の基礎として、その単位数に見合う学習時間量を確保できるようにしてください（小数点以下は切り上げ）。

例：1,750÷45=38.8 だから 45分授業の場合…年39週で1単位
1,750÷55=31.8 だから 55分授業の場合…年32週で1単位
1,750÷65=26.9 だから 65分授業の場合…年27週で1単位

総則第2款3(1)イ 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって（Q2-5, 2-6）、次の表に掲げる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数（Q2-7）を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる（Q2-8）。

Q2-5 教育課程の編成に当たって、各科目間の履修順序でどのようなことに気をつける必要がありますか。

A2-5 次のことに留意する必要があります。

(1) I・II・IIIが付された科目について

原則としてIIを付した科目はそれぞれ対応するIを付した科目を履修した後に、またIIIを付した科目はそれぞれ対応するIIを付した科目を履修した後に、履修しなければなりません。なお、IIを付した科目とIIIを付した科目は別の科目ですので、IIIの履修をもってIIの履修に換えることはできません。

(2) (1)以外の科目について

I・II・IIIが付されていない科目にも、学習指導要領第2章、第3章の各教科第3款「各科

目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」に、次のように履修順序が示されている場合がありますので注意してください。

国語・・・「論理国語」，「文学国語」，「国語表現」及び「古典探究」の各科目については，原則として，「現代の国語」及び「言語文化」を履修した後に履修させること。

地理歴史・・・全ての生徒に履修させる科目である「地理総合」を履修した後に，選択科目である「地理探究」を，同じく全ての生徒に履修させる科目である「歴史総合」を履修した後に選択科目である「日本史探究」，「世界史探究」を履修できること。

公民・・・全ての生徒に履修させる科目である「公共」を履修した後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」を履修できること。

数学・・・「数学 A」については，「数学 I」と並行してあるいは「数学 I」を履修した後に履修させ，「数学 B」及び「数学 C」については，「数学 I」を履修した後に履修させることを原則とすること。

理科・・・「物理」，「化学」，「生物」及び「地学」の各科目については，原則として，それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させること。

※家庭科は「家庭基礎」と「家庭総合」を設けていますが，科目の名称はその特徴を示しているものであり，履修における順序性を示しているものではありません。新設教科である理数科において設けられた「理数探究基礎」及び「理数探究」についても，履修における順序性は示していませんが，目標や内容を段階的に構成しています。

専門学科に関する教科科目については，Q2-9，2-10，2-22，2-29 も参照してください。

Q2-6 I・IIを付した科目のような順序性のある科目を，同一年次で開講することは可能ですか。

A2-6 可能です。ただし，順序性が保たれるようにしなければならないので，並行した履修などは認められません。また，別科目として順序性と単位数に応じた授業時数や評価などに十分に配慮するとともに，単位の認定時期などと併せ，生徒及び保護者への説明が十分になされる必要があります。

Q2-7 表に示された標準単位数を減じることはできますか。

A2-7 必履修教科・科目，それ以外の教科・科目とも，原則として標準単位数よりも減じることはできません。ただし，次に示す内容に該当する場合はその限りではありません。

- ① 必履修教科・科目については，生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し，特に必要がある場合のみ減じることができます。ただし，標準単位数が2単位である場合には単位を減じることができません。
- ② 必履修教科・科目以外については，以下のいずれかの場合には単位を減じることが可能です。

・生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合。

・教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており，生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ない場合（例えば「数学C」の内容を適宜選択して1単位と設定する場合）。

このような場合は様式1により県教育委員会と協議を行ってください。またQ2-12，2-20，2-23も参照してください。

Q2-8 「標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる」とありますが、どのような場合ですか。また、どのような手続きが必要ですか。

A2-8 例えば、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るために基礎的な知識を十分身に付けさせる必要がある場合（Q2-61 参照）、理解の難しい科目の内容を十分学習させるなど、学校の実態に応じて単位数を増加して配当することができます。どの程度の単位数を配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要です。

なお、単位数の増加には一定の限度があります。基本的にはこの範囲において配当する限りにおいて県教育委員会への届出は必要ありません。ただし、一定の限度を超えて単位数を増加させる必要がある場合には、県教育委員会と協議を行うこととなるので、様式3にしたがって、書類を提出してください。

総則第2款3(1)ウ 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって（Q2-9, 2-10, 2-11）、次の表に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする（Q2-12）。

Q2-9 体育の「スポーツⅠ」～「スポーツⅣ」に履修順序はありますか。

A2-9 「スポーツⅠ」～「スポーツⅣ」はそれぞれ独立した選択科目であるので、履修順序に配慮する必要はありません。

Q2-10 「課題研究」の設置年次には何か決まりがありますか。

A2-10 「課題研究」については、設置年次に特別の規定はありません。ただし、自ら課題を設定し、学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・統合化を図り、課題の解決に取り組むことができるようにすることが求められている科目の目標を十分に達成するためには、該当専門教科内の他の科目の履修が前提となっています。内容を十分に精査した上で、どの年次での履修が適切であるか、判断することが必要となります。

Q2-11 各学科に共通する各教科・科目と、主として専門学科において開設される各教科・科目には同じ教科名がありますが、教育課程表においては分けて記載する必要がありますか。

A2-11 「家庭」「情報」「理数」がこれにあたります。教育課程表では「各学科に共通する各教科・科目」と「主として専門学科において開設される各教科・科目」に分けて、同一教科名であっても別の教科・科目として記載してください。指導要録及び調査書も同様に記載してください。

Q2-12 P3～6の表に示された、主として専門学科において開設される科目について、標準単位数を超えたり、減じたりして科目を配置することは可能ですか。また、その手続きはどのようにするのですか。

A2-12 一定の限度内であれば可能です。

当該専門学科において、原則としてすべての生徒に履修させることとされている科目（各教科第3款に記載）も含め、専門学科の科目の単位数を増加又は減じて実施する場合は、次の①～③の要件と照らし合わせ、県教育委員会の指導を得ながら、教育課程全体を通して適切な配置を行う必要

があります。

- ① 学科・系列の特色をふまえ、単位を増加又は減じる必要がある場合
- ② 教育課程編成において、当該科目の単位を増加又は減じる必要がある場合
- ③ その他明白な理由で、単位を増加または減じる必要がある場合

この要件のいずれかを満たし単位数を減じる場合には、その科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で行うよう留意してください。具体的には、当該学科のすべての生徒に履修させることを原則としている科目については標準単位数の2分の1，その他の科目については標準単位数の3分の1を下限とします。また履修の上限は、原則として標準単位数の2倍までとします。

手続きについては、原則全員履修の科目に限り必要です。様式1により協議を行ってください。他の選択科目は上記範囲内であれば協議の必要はありません。

総則第2款3(1)エ 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる（Q2-13, 2-14, 2-15, 2-16, 2-17）。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

Q2-13 学校設定科目は合計何単位まで設置することが可能ですか。

A2-13 設置できる単位数については、特に制限はありません。ただし、普通科においてのみ、卒業までに修得させる単位数に含めることができるのが20単位までとされています。

Q2-14 高校の教科内で、義務教育段階の学習内容の定着を行うような科目を開設することは可能ですか。

A2-14 可能です。ただし、必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などに開設し、高等学校段階の学習に円滑に接続できるよう配慮してください。（Q2-61～2-65を参照してください。）

Q2-15 学校設定教科・科目を開設するにはどのような手続きが必要ですか。

A2-15 県教育委員会に様式2により届け出てください。

Q2-16 学校設定科目について、該当する教科用図書がない場合は、教科用図書を使用しなくてもよいですか。

A2-16 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが義務づけられています（学校教育法34条）。ただし、そのような教科用図書が発行されていない教科・科目では、他の適切な教科用図書を使用することができると規定されているので、県教育委員会に準教科書の申請をし、承認を受けてください。

Q2-17 準教科書を使用する場合には、どのような手続きが必要ですか。

A2-17 使用開始期日30日前までに、使用する準教科書を添えて、様式5によって県教育委員会に申請し、承認を得なければなりません（山梨県立学校管理規則第10条）。ただし、文部科学大臣検定の教科用図書を準教科書として使用する場合は、実物を添える必要はありません。

総則第2款3(1)オ 学校設定教科

- (ア) 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科以外の教科（以下「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる（Q2-18, 2-19）。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。
- (イ) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。
- ㉞ 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
 - ㉟ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
 - ㊱ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

Q2-18 学校設定教科や学校設定科目の開設例を示してください。

A2-18 学校設定教科や学校設定科目には大きく分けて次の三つの場合があります。

- ① 学習指導要領に掲げられている教科のなかに学校設定科目を付加する場合（総則第2款3の(1)エ）例：教科「国語」→科目「郷土の言語文化」
- ② 学校設定教科を開設し、その中に学校設定科目を設置する場合（総則第2款3の(1)オの(ア)）例：教科「日本文化」→科目「茶道」「華道」「武道」（1教科内1科目も可）
- ③ 学校設定教科に関する科目として開設する場合（総則第2款3の(1)オの(イ)）例：教科「産業社会」→科目：「産業社会と人間」

Q2-19 職業やボランティアに関わる学校外の体験的な学習を、学校設定教科・科目とすることができますか。また、その際留意することはありますか。

A2-19 学校外における、ボランティア活動や就業体験などの学習を目的とした学校設定教科・科目を設定し単位を認定することができます。その他にも各教科・科目として実施する場合（増加単位として認定する場合を含む）や、特別活動、総合的な探究の時間における学習活動として実施する場合も考えられます。

総則第2款3(2)各教科・科目の履修等

ア 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

- (ア) 全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし、その単位数は、(1)のイに標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる（Q2-20）。
- ㉞ 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」
 - ㉟ 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」
 - ㊱ 公民のうち「公共」

- ㊤ 数学のうち「数学Ⅰ」
- ㊦ 理科のうち「科学と人間生活」，「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- ㊧ 保健体育のうち「体育（Q2-21）」及び「保健」
- ㊨ 芸術のうち「音楽Ⅰ」，「美術Ⅰ」，「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
- ㊩ 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は，学校設定科目として設ける1科目とし，その標準単位数は3単位とする。）
- ㊪ 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目
- ㊫ 情報のうち「情報Ⅰ（Q2-22）」

(イ) 総合的な探究の時間については，全ての生徒に履修させるものとし，その単位数は，(1)のイに標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし，特に必要がある場合には，その単位数を2単位とすることができる（Q2-23）。

(ウ) 外国の高等学校に留学していた生徒について，外国の高等学校における履修により，必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては，外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる（Q2-24，2-25，2-26）。

Q2-20 単位数を減じることができる「特に必要がある場合」の要件はどのようなものですか。

A2-20 「数学Ⅰ」，「英語コミュニケーションⅠ」については，次の二つの要件をともに満たすことが必要となります。

- ① 生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し，教育課程編成上，その単位数を減じないと不都合であること。
- ② 単位数を減じても，その科目の目標が確実に実現できること。この場合であっても，内容のすべてを履修すること。

その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）については，次の二つの要件をともに満たすことが必要となります。

- ① 教育課程編成上，その単位数を減じないと不都合であること。
- ② 単位数を減じても，その科目の目標が確実に実現できること。

いずれの場合も，単位数を減じるには，上記二つの要件を満たすことを示した上で様式1により県教育委員会と協議する必要があります。さらに詳しい内容に関しては，高等学校学習指導要領解説総則編の各頁を参照してください。

各教科・科目における増単・減単の条件（P63～P64）

必履修教科・科目の履修（一部単位減）についての留意点（P74～P76）

Q2-21 保健体育の「体育」には標準単位数に幅がありますが，7単位未満とすることもできますか。

A2-21 できません。「体育」の標準単位数を引き続き7～8単位と幅をもって示しているのは，各学校でそれぞれ適切な教育課程を編成することができるように配慮しているからであり，標準単位数を下回ることはできません。

Q2-22 情報Ⅰを3年次に履修させることは可能ですか。

A2-22 この科目の趣旨から，また情報Ⅱについては情報Ⅰを履修した後に履修させることを原則としていることから，1，2年次での履修としてください。

Q2-23 総合的な探究の時間で，「特に必要がある場合は，その単位数を2単位とすることができる」とありますが，単位数を減ずることができる場合とは，どのような場合ですか。

A2-23 総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要な場合に限る点に十分注意しなければなりません。やむを得ず単位数を減ずる場合には、県教育委員会との協議の際に、総合的な探究の時間の全体計画及び、各教科・科目の指導計画において、どのようにして総合的な探究の時間の目標を達成するのかを具体的、かつ明確に示す必要があります。

Q2-24 外国の高等学校に留学し、履修した単位の扱いはどのようになりますか。

A2-24 ここで言う留学とは、いったん日本の高等学校に入学した生徒が、校長の許可を受けて留学することを意味し、もともと外国の高等学校に在籍していた生徒が、日本の高等学校に編入する場合は含みません。留学した場合、36単位を限度として我が国の高等学校の単位として認めることができますが、必履修教科・科目の履修は必要となります。この場合、外国における学習について、必履修教科・科目と照合して個別に履修状況を確認することが基本であり、海外におけるどのような学習が、国内のどのような教科・科目の履修に相当すると見なすかについては、各学校において適切かつ柔軟に判断することが求められます。その際、外国における学習のみでは不足していると考えられる内容については、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うことが必要です。また、学年をまたがって留学した生徒については、留学が終了した時点において、学年の途中においても進級又は卒業を認めることができます。これらの制度を活用することで、長期の留学の際、原級留置や休学する必要がなくなります。

Q2-25 外国の高等学校に留学していた生徒が、外国の高等学校でどのような履修条件を得れば、「総合的な探究の時間」の履修に替えることができますか。

A2-25 海外におけるどのような学習が、総合的な探究の時間の履修に相当すると認めるかは各学校において適切かつ柔軟に判断することが求められます。学習内容が、総合的な探究の時間の目標を達成できるような探究的な活動を含むものであるかを確認し、不足している部分については、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うことも考えられます。

Q2-26 留学の期間に定めはありますか。

A2-26 留学する期間については、法令上の規定はありません。しかし、1年を超えて留学した場合であっても、修得を認定される単位数は36単位が限度です。

総則第2款3(2)イ 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、アのほか次のとおりとする。

(ア) 専門学科においては、専門教科・科目（(1)のウの表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと（Q2-27）。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合

においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること（Q2-28, 2-29）。

(ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること（Q2-30）。

Q2-27 専門学科で全ての生徒に履修させる専門教科・科目について、25単位を下回ることはできますか。また、専門教科・科目25単位の中に、その他の科目を5単位まで含めることができることに何か基準はありますか。

A2-27 25単位を下回ることはできません。専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、従前と同様、専門教科・科目の履修単位を確保する観点から、商業に関する学科については、外国語に属する科目について5単位を限度に認めています。また、商業以外の専門学科については、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合5単位を限度に認めることにしています。この要件としては、専門学科の目標を達成するために、①専門教科・科目の履修と同様の目標の実現が十分に可能であり十分な効果が見込めること、②その他の科目を含めないと教育課程編成上の困難があること、③特に必要があると認められる場合などが考えられます。また、このような場合においては県教育委員会との協議が必要です。

Q2-28 専門教科・科目を普通科で履修させることは可能ですか。

A2-28 可能です。ただし必履修教科・科目を履修することが前提です。また、あくまでも普通科です。専門科目の履修が極端に多くなることは適当ではありません。なお、理数の各科目は数学・理科の各科目と密接に関連していて類似性が高いので、その必要性を十分に検討してください。

Q2-29 専門教科・科目の履修によって必履修教科・科目の履修の代替とする場合、基準となる考え方はありますか。また具体的な代替例にはどのようなものが考えられますか。

A2-29 この措置は、各教科・科目間の指導内容の重複を避け教育内容の精選を図ろうとするものです。実施に当たっては、相互の教科・科目の目標や内容、代替範囲などについて十分な検討と適切な調整を行うことにより、弾力的な教育課程の編成が可能となります。

具体例としては、各専門教科の情報に関する科目と「情報Ⅰ」、工業に関する学科の「デザイン実践」等と「工芸Ⅰ」、家庭に関する学科の「公衆衛生」と「保健」、看護に関する学科の「基礎看護」や「人体の構造と機能」等と「保健」の科目が考えられます。

代替する場合には県教育委員会へ様式2によって届け出、協議を行う必要があります。

Q2-30 職業教育を主とする専門学科における「課題研究等」の履修を総合的な探究の時間の履修に代替できる条件は何ですか。また、相互の代替が可能となるのはどのような場合ですか。

A2-30 代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが条件であり、自動的に代替が認められるものではありません。「課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる」ためには、総合的な探究の時間の目標である「自己

の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められます。また、「課題研究等」において課題を研究する際には、様々な教科等の見方・考え方を実社会・実生活における問題において総合的に働かせる、教科等横断的な視点に基づくことも必要です。例えば、職業学科の課題研究において「職業資格の取得」の学習活動を行う場合、単なるスキルの修得を目指した学習活動はふさわしくありません。

総合的な探究の時間によって「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な探究の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数に含めることはできません。

総則第2款3(2)ウ 総合学科における各教科・科目の履修等

総合学科における各教科・科目の履修等については、アのほか次のとおりとする。

- (ア) 総合学科においては、(1)のオの(イ)に掲げる「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし（Q2-31, 2-32）、標準単位数は2～4単位とすること。
- (イ) 総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）とすることを原則とするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け、生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。その際、生徒が選択履修するに当たっての指針となるよう、体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに、必要に応じ、それら以外の各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修できるようにすること。

Q2-31 「産業社会と人間」は原則として入学年次に履修させることとされていますが、2年次以降に履修させることや複数年次にわたる分割履修は可能ですか。

A2-31 可能ですが、「産業社会と人間」がその後の各教科の学習の基礎になっていることから、入学年次の一括履修が原則とされています。

複数年次にわたる分割履修を行う場合は、①「産業社会と人間」を入学年次に一括履修させた場合と同様の効果が見込めること、さらに②複数年次に分割して履修させないと教育課程編成上の困難があることなどについて説明が必要になります。入学年次に履修させない場合には県教育委員会へ様式2によって届出、協議を行う必要があります。

Q2-32 総合学科では、「産業社会と人間」、「課題研究」等の履修によって、総合的な探究の時間の履修に代替できますか。

A2-32 総合学科においては、どちらも代替できません。

ただし、総合的な探究の時間の単位数を減じる場合は、Q2-23のとおり判断基準に従うこととします。なお専門学科においては取り扱いが異なります。詳しくはQ2-30を参照してください。

総則第2款3(3) 各教科・科目等の授業時数等

ア 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる（Q2-33, 2-34, 2-35）。

イ 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる（Q2-36）。

ウ 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする（Q2-37）。

- エ ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとする (Q2-38, 2-39)。
- オ 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする (Q2-40)。
- カ 定時制の課程において、特別の事情 (Q2-41)がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。
- キ 各教科・科目等のそれぞれの授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする (Q2-42)。
- ク 各教科・科目等の特質に応じ、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合 (Q2-43, 2-44, 2-45, 2-46)において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。
- ケ 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる (Q2-47)。
- コ 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる (Q2-48)。

Q2-33 「必要がある場合」とはどのような場合ですか。また、授業を特定の期間に行う場合には、どのような点に注意したらよいですか。

A2-33 基本的には、各教科・科目の特質に応じ、特定の学期又は特定の期間に集中して行った方が、各教科・科目の目標を達成するのに効果的な場合を「必要がある場合」と考えます。

具体的な例としては、実習科目や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などの場合や、2 学期制をとっている学校においては、2 単位の科目を週 4 単位時間の授業で行うことにより前期で終え、後期には別の 2 単位の科目を開設するというような場合が考えられます。このような場合には、様式 2 によって県教育委員会に届け出ることによって単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができますので、それを併用することもできます。

平成 21 年度の改訂において、特定の期間として夏季、冬季、学年末等の長期休業日の期間に授業日を設定する場合も含むことが明確に示され、今回の改訂においても同様の規定が設けられています。引き続き各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編成することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図ることができるようになりました。ただし、安易に長期休業日を授業日とすることのないようにする必要があります。

なお、授業を特定の期間に行う場合には、事前に授業日として設定しておく必要がありますので、県教育委員会へ教育課程表を提出する際に、その旨明記しておいてください。綿密な指導計画や安全面への十分な配慮が求められるとともに、生徒や保護者に対する説明を十分に行い理解を得る必要もあります。

Q2-34 「休業日の期間に授業が実施できる」ことになっていますが、土曜日等の週休日に実施することは可能ですか。

A2-34 可能です。平成 25 年に学校教育法施行規則が改正され、国民の祝日に関する法律に規定する日、日曜日及び土曜日について、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により、休業日の変更が可能とされました (61 条)。様式 1 により県教育委員会に届け出、協議する必要があります。

ます。

Q2-35 長期休業等に授業を実施する場合、その単位数は教育課程表に記載する必要はありますか。

A2-35 教育課程表に記載してください。記載方法については別に県教育委員会から指示があります。

**Q2-36 必要がある場合には、週当たりの授業時数の標準である 30 単位時間を超えることができる
とありますが、その判断は学校（校長）の判断でよいのですか。**

A2-36 学校（校長）判断です。内容と手続きについてはQ2-2を参照してください。

Q2-37 1日当たりの授業時数を、季節ごとに変えることは可能ですか。

A2-37 可能です。

学校ごとに生徒の勤労状況と地域の諸事情などを考慮することが必要です。例えば、冬季に生徒の通学の便や安全を考慮して授業を減らし、夏季に増やすことなどが考えられます。

**Q2-38 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位以上とするものとする
とあるので、年間で 1,750 分確保すればよいですか。**

A2-38 各教科・科目と同じように授業時間割の中に配当し、すべての生徒に対し、各年次毎週履修させなければなりません。また、ホームルーム活動の重要性にかんがみたうえで、1,750 分以上の時間数を確保すべきとされています。授業の1単位時間についても、各教科・科目と同様に弾力的な運用ができるとされていますが、年間の合計としては、1単位時間 50 分として 35 単位時間以上の時間を確保すべきであるとされています。

なお、定時制の課程においてはカの項にあるとおり、特別な事情がある場合には、「ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとしていくことができる」としています。また、通信制の課程の特別活動については、総則第2款5の(6)に、「ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに 30 単位時間以上指導するものとする」と示されています。

**Q2-39 ホームルーム活動の授業時数には、「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホーム
ルーム」も含めてよいですか。**

A2-39 含めることはできません。毎日の授業の前後に「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、またその教育的効果も高いと考えられますが、これらの活動は、ホームルーム活動と密接な関連を持ちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領が定めるホームルーム活動の時間とは区別しなければならないとされています。

**Q2-40 学校行事の実施によってホームルーム活動の実施に替えることはできますか。また、その逆
はどうですか。**

A2-40 替えることはできません。以下のように両者はその性質が異なるからです。

ホームルーム活動については、総則第2款の3(3)ア、エにあるように、単位時間数を定め、教育課程を編成する際にその全体計画を定めるとともに週時間として定めて行われるものです。

一方、生徒会活動及び学校行事については、総則第2款の3(3)オにあるように、時期を考慮し、地域や学校の実態及び課程や学科の特色を生かした実施が望ましいと考えられます。そのため、ホームルーム活動とは違い、一定の授業時数を示さず、学校の実態に即して、それぞれ適切な授業時数を充てるものとしています。

Q2-41 「特別な事情」とはどのような事情ですか。

A2-41 一般的に言えば、生徒の勤労状況、交通事情などです。帰宅が著しく遅くなる、あるいは授業後に勤務しなければならない等就労形態に配慮することが必要です。この場合はホームルーム活動の授業時数の一部を減ずることが考えられます。ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる場合は、活動の内容の一部を行わなくても活動の目標が十分に達成されること等が考えられます。いずれにしても、生徒の実情を踏まえて慎重に判断する必要があります。

Q2-42 1単位の計算の仕方に変更はありますか。

A2-42 変更はありません。これまでと同様に、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としています。また、Q2-3, 2-4も参照してください。

Q2-43 10分から15分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合について、留意すべきことは何ですか。

A2-43 このような授業時間の設定については、「解説」に次のような留意点が示されています。

- ・各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスのとれた資質・能力の育成に努めること
- ・授業のねらいを明確にして実施すること
- ・教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること

以上のことに留意した上で、当該各教科・科目を担当する教師が、指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う校内体制が整備されているときは、10分から15分程度の短い時間を授業時数に含めることができます。

例えば短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習、確認テスト等を行うときには、指導内容や成果の活用等については当該教科の担任が行いますが、指導監督においては教科担任以外の教師も行うことができます。一方、それまでに生徒が学習したことのないような内容を10分程度の短い時間に指導することは通常考えられません。また、特別活動（ホームルーム活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことや、生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど、指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となります。

Q2-44 10分から15分程度の短い時間の指導は、担当教科の担任が立ち会わなければなりませんか。

A2-44 必ずしもその必要はありません。10分程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習、確認テスト等を行うときには、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられます。このような場合、当該教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任もって行う体制が整備されているときは、授業時数に算入できることを明確化したものであり、指導内容の決定や成果の活用等については当該教科の担任が行いますが、指導監督においては教科担任以外の教師も行えます。なお、この場合に免許外申請をする必要はありません。

Q2-45 10分から15分程度の短い時間の活用について、単位や欠課の扱いはどのようにすればよいですか。

A2-45 通常授業の1単位時間に換算し、各教科・科目の授業時数に含めてください。また教育課程表には短時間の活用まで参入した単位数を記載してください。欠課についても同様に換算し、各校の規定により処理を行ってください。

Q2-46 10分から15分程度の短い時間を活用する場合、県教育委員会との協議は必要ですか。

A2-46 必要です。次の要件をすべて満たす場合、様式1又は様式3によって県教育委員会と協議することにより10分間程度の短い時間を授業時数として算入することができます。

- ① 教育課程の提出時に指導計画の立案ができていること。
- ② 指導計画に妥当性が認められること。
- ③ 授業時数として算入する科目については、増加単位分として扱われていること（本体の授業が別に用意されていること）。
- ④ 増加単位として扱う場合には、その単位数が次の単位数の中に含まれていないこと。
必履修科目の場合には、標準単位数
必履修科目以外の場合には、標準単位数の2分の1

Q2-47 「総合的な探究の時間」を「特別活動」に代替する場合の留意点について教えてください。

A2-47 総合的な探究の時間の学習活動により、特別活動の学校行事の掲げる各行事の実施と同様の成果が期待される場合において、総合的な探究の時間の学習活動をもって特別活動の学校行事の掲げる各行事の実施に替えることが可能です。具体的には自然体験活動、社会体験活動は集団活動の形態をとる場合など、探究の過程の中で行う場合において集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養うなど、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられます。ただし、特別活動において体験活動をした場合に総合的な探究の時間の代替を認めるものではありません。

Q2-48 「総合的な探究の時間」と理数の「理数探究基礎」「理数探究」との代替についての留意点を教えてください。

A2-48 「理数探究基礎」「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができます。ただし、探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目の枠を超えた横断的・総合的な学習であり、高度化かつ自律的な探究活動が行われていること、また解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や唯一の正解が存在しない課題に対して最適解や納得解を見出すこと、実社会や実生活における課題を探究し、自己の在り方生き方を考えながらよりよく課題を発見し、解決していくための資質・能力に資する学習活動を行うことが求められます。

総則第2款3(4) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

総則第2款3(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い

- ア 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる(Q2-49)。
また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。
- イ 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない(Q2-50)ので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- ウ 学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における

学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる（Q2-51, 2-52）。

エ 学校においては、特に必要がある場合には、第2章及び第3章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

Q2-49 各学校が「第2章以下に示していない事項を加えて指導」した場合、その内容を評価の対象としてよいですか。

A2-49 評価の対象にできます。全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することもできる（学習指導要領の「基準性」）ので、当然その内容を評価の対象とすることは可能です。

Q2-50 「各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない」とありますが、「特に示す場合」とはどこに示されていますか。

A2-50 学習指導要領の各教科・科目の第2款、第3款の内容の取扱いに係る部分に示されています。

Q2-51 学期の区分に応じて単位を認定する場合、「あらかじめ計画」した内容は、県教育委員会に届け出る必要がありますか。

A2-51 様式2により提出してください。

Q2-52 学期の区分に応じて単位を認定する教育課程を編成する際に、注意することはありますか。

A2-52 各教科・科目の内容の取扱いに記載されている、履修の順序や科目の系統性に十分に注意して適切に編成する必要があります。

例えば地理歴史科においては、「地理総合」を履修した後に「地理探究」を、「歴史総合」を履修した後に「日本史探究」、「世界史探究」をそれぞれ履修させるものとしています。これは、後に履修する探究科目の内容が前に履修する総合科目の内容を前提として定められているからです。そのため、総合科目の履修が完了する前にあらかじめ学校が設定した探究科目を履修させる教育課程を同一年度内の学期の区分により編成することはできません。必履修科目と選択科目の履修順序については、教科ごと必要に応じて定められているので十分に注意してください。

総則第2款3（6）指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科・科目等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科・科目等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

総則第2款3（7）キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

ア 学校においては、第5款の1に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために（Q2-53）、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設ける（Q2-54）とともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする。

イ 普通科においては、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする（Q2-55）。

ウ 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること (Q2-56)。

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

エ 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

(イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。

(ウ) 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）(Q2-57)に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるとき (Q2-58)は、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること (Q2-59)。

Q2-53 キャリア教育の一環として、生徒の仕事（職業）やアルバイトも含めた指導は可能ですか。

A2-53 教育活動の一環として行われるものではないので、一部の事例を除いてキャリア教育として指導することはできません。

今回の学習指導要領改訂では、従前の基本的な趣旨を変えず、体験的な学習の指導をより具体性を持って、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれにおいて更に充実させることが示されています。

キャリア教育を推進する観点から、「就業体験学習の機会を積極的に設ける」（第2款3(7)ア）とされていますが、その実施形態は大きく分けて「①学校が主体となって行うものと、②企業があらかじめ用意したプログラムへの生徒の参加を単位認定するもの」が考えられます。これらは「教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要があること」とされています。このことから、全日制における仕事（職業）は意図されていないものと考えられます。（第2款3(7)ウ参照）

一方、定時制及び通信制の課程においては、「職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同等の成果があると認められるときは、その実務を持ってその各教科・科目の履修の一部に替えることができる」（第2款3(7)ウ）とされ、職業における実務が各教科・科目の中で指導できる事が示されています。

なお、生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するための三つの要件については、高等学校学習指導要領解説総則編P105, 106に示されているとおりです。

Q2-54 就業体験活動を行うに当たっては、どんなことに留意すればよいですか。

A2-54 まず、学習指導要領では「長期間の実習を取り入れるなど」と記されていますが、期間についての定めは特にありません。キャリア教育を一層推進する観点から、受け入れ先の状況を考慮しつつ、学校の実態、課程や学科の特色、生徒の特性や進路等に応じ、関係する各教科・科目等の指

導計画に位置付けて、実習を取り入れるようにしてください。なお、就業体験活動の実施に当たっては、事前に企業等と意見交換等を行い、その趣旨やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験活動は教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要があること、就職・採用活動と直接結び付けられるべきものではないこと、安全の確保や事故の防止等に十分留意する必要があります。

次に、評価に関しては、科目の目標に照らして、設定した活動に積極的に参加したかどうか、その際の学習態度はどうかなどの実施状況に関する観点に加え、意図した成果が得られたかどうか、勤労観・職業観の育成に役立ったかどうかなど「何が身に付いたのか」という観点から評価を行うことが大切であると考えられます。また場合によっては、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、受け入れ先からの報告書の提出を行うなど、学校による事前、事後の適切な指導が必要です。

Q2-55 「適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする」とありますが、普通科においては、どのような職業に関する各教科・科目を履修することが想定されますか。

A2-55 普通科における職業科目の履修については、職業学科における専門教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切です。

具体的には、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを明示しています。

また、各学校の教師の構成、施設・設備等の人的・物的条件等により、一律には決められません。普通科で履修させることが考えられる各教科・科目としては、例えば、次のようなものが考えられます。

農業	「農業と環境」「栽培と環境」「食品流通」「生物活用」「地域資源活用」
工業	「工業技術基礎」「製図」「工業情報数理」「工業環境技術」
商業	「ビジネス基礎」「ビジネス・コミュニケーション」「簿記」「情報処理」
水産	「水産海洋基礎」「水産海洋科学」「海洋環境」
家庭	「消費生活」「保育基礎」「生活と福祉」「住生活デザイン」「ファッション造形基礎」「フードデザイン」
看護	「基礎看護」
情報	「情報産業と社会」「情報の表現と管理」「情報テクノロジー」「情報セキュリティ」
福祉	「社会福祉基礎」「介護福祉基礎」

なお、特に職業準備として履修させる場合には、入学年次やその次の年次から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を系統的に履修させるほか必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるような配慮が必要です。

Q2-56 実験実習に配当する授業時数を十分確保するようにすることとありますが、具体的な時間数の規定はありますか。

A2-56 職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があります。そのため商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することが明記されています。

Q2-57 「各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）」とありますが、具体的には職業・家事が、どのような教科・科目と対応するのですか。（例えば、育児が「発達と保育」、子供服の製作が「被服製作」、介護が「基礎介護」や「社会福祉実習」などというように）

A2-57 例えば小売店に勤めている場合、商業に関する科目として想定できるのは「マーケティング」

などが想定されます。また、家事については、育児をしている場合は「発達と保育」「保育実践」、介護している場合は「生活と福祉」、その他の場合として「生活産業基礎」等があげられます。ただし、仕事や家事の内容と教科の内容が一致しているかどうか、生徒一人一人の状況を把握する必要があります。また、設定する職業科目が教育課程に位置付けられていることが必要なため、学校内でその科目が開設されていなければなりません。現実的には「課題研究」や「実習」などに対応させることが考えられます。

また、家事（育児・介護等）については、学校で学んだ知識を実践する機会としてとらえ、学習を補完するものとして運用（増加単位等で対応）することが望ましいと思われま

Q2-58 「その各教科・科目の一部を履修した場合と同様な効果があると認められるとき」とはどのような場合をいうのですか。

A2-58 次のような要件を満たすことが必要で、実務代替の認定は校長が行うこととなります。

- ① 職業科目が教育課程に位置付けられていること。
- ② 職業科目を履修する生徒が、現にその教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること。
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

一般的に職業に関する教科・科目の「目標」「内容」に準じた知識・技能に触れ、その内容を理解、実施する能力を身に付けることがおおむね可能な就業環境であると認められることが必要です。また、単位取得にふさわしい勤務日数や活動状況も必要と考えられます。ただし、実際の就業環境では教科・科目の「目標」「内容」をすべて満たす環境は限られているため、一般的には共通的な職業科目を設けて評価を行うと思われま

なお、実務の内容、執務の状況等の把握については、生徒からのレポート、その教科・科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることとなります。

Q2-59 定時制においては、実務等による職業科目の履修の一部に替えることが可能ですが、何らかの理由で職場で働くことができなくなった場合、途中から受講することは可能ですか。

A2-59 自己都合、会社の都合等で職場で働けなくなることや勤務内容の変更によって科目の内容を身につけることができなくなることが考えられます。その場合、その科目を途中から受講することについては、各学校が判断することとなります。ただし、必要に応じて補講等を行ない、従前から受講している生徒と同様の知識・技能を身に付けさせることが望ましいと思われま

総則第2款4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 現行の中学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型高等学校及び併設型高等学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成する（Q2-60）こと。
- (2) 生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようすること。
 - ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること（Q2-61）。
 - イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること（Q2-62、2-63）。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修（Q2-64、2-65）させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

(3) 大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

Q2-60 中等教育学校から高等学校へ進路変更した生徒に対して、どのような配慮が必要ですか。

A2-60 生徒の履修状況については適切かつ柔軟に判断するとともに、学習内容に不足がある場合は適切に補うことが必要です。ただし、他の中等教育学校前期課程及び併設型中学校で、高等学校の指導内容の一部を学んだ場合であっても、高等学校の単位履修とは認められないので注意が必要です。

Q2-61 「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設ける」とありますが、具体的にはどのようにすればよいのですか。

A2-61 学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合に行うものであり、すべての生徒に対して必ず実施しなければならないものではありません。具体的には、授業の単元ごと、あるいは授業ごとに義務教育段階の学習内容を扱う機会を設けること、あるいは授業時間のうちの一定の時間（10分程度）を義務教育段階の学習内容の復習に充てるなど、まずは授業での工夫を優先するべきです。その上でさらに必要がある場合には、必履修教科・科目の単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配分すること、学校設定科目等を履修させること、あるいは各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合も含む）に学習機会を設けることなどの方策が考えられます。ただし、そのことで本来実施されるべき高等学校の学習内容が未消化とならないよう十分留意してください。

Q2-62 単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する場合、上限はありますか。またその場合には県教育委員会との協議は必要ですか。

A2-62 一定の限度があります。範囲や手続きについての留意点はQ2-8を参照してください。

Q2-63 標準の限度を超えて増加して配当することができるとありますが、生徒の状況により卒業までの教育課程の変更をすることは可能ですか。

A2-63 可能です。各種調査結果やデータ等を活用し、生徒の実態を把握して教育課程の実施状況を確認・分析し、課題を見だし、改善していくことが求められています。県教育委員会の指導助言を得ながら変更を行ってください。また、変更する際は、必履修教科・科目や卒業までに修得させる単位数などに十分注意してください。

Q2-64 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定科目を開設した場合、使用教科書として中学校の教科書を使うことは可能ですか。

A2-64 学校設定科目で義務教育段階の教科書等を教材として使用することは可能です。ただし、中学校の教科書は高校では検定教科書とはみなされないため、準教科書として扱われます。学校設定科目の設置については、県教育委員会に届け出を行い、使用教材（準教科書）については30日前までに実物を添えて申請することが義務づけられていますので、その際に当該の学校設定科目の使用教材（準教科書）として義務教育段階の教科書を使用する旨を申請してください。

Q2-65 学校設定科目等を履修させる場合、義務教育段階の学習内容を再評価することになりますが、高等学校における単位認定に問題はありますか。

A2-65 問題ありません。学校設定科目の目標や内容については「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており（総則第2款3(1)エ）、学校設定教科及び当該教科に関する科目

の目標や内容については「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないとされていますが（総則第2款3(1)オ），高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであることから，生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り，その成果を発展・拡充させるために，義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し，その単位数を卒業までに修得すべき単位数に加えることは，高等学校教育の目標や総則第2款3(1)エ及びオの規定に適合します。

総則第3款 教育課程の実施と学習評価 Q & A

総則第3款1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(Q3-1)を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図る(Q3-2)ため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図る(Q3-3)ため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動(Q3-4)を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 学校図書館(Q3-5)を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

Q3-1 「生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の留意事項と具体的な内容を教えてください。

A3-1 主体的・対話的で深い学びとは、特定の指導方法のことでも、学校教育における教員の意図性を否定することでもありません。教員が教えることにしっかりと関わり、生徒たちに求められている資質・能力を育む学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことで達成されます。主体的・対話的で深い学びの実現は、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが達成されるものではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通して、授業改善を進めることが重要です。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）では、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という各教科ならではの「見方・考え方」を働かせる、例えば以下のような学習の充実が考えられます。

- ① 知識を相互に関連付けてより深く理解する。

- ② 情報を精査して考えを形成する。
- ③ 問題を見いだして解決策を考察する。
- ④ 思いや考えを基に創造する過程を重視する。
- ⑤ 情報を的確に理解し効果的に表現する。
- ⑥ 社会的事象について資料に基づき考察する。
- ⑦ 日常の事象や社会の事象を数理的に捉える。
- ⑧ 自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する。

従って、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）では、例えば以下のような一般的特徴が挙げられます。

- ① 生徒は、授業を聴く以上の関わりをしている。
- ② 情報の伝達より生徒のスキルの育成に重きが置かれている。
- ③ 生徒は高次の思考（分析，総合，評価）に関わっている。
- ④ 生徒は活動（例えば，読む，議論する，書く）に関与している。
- ⑤ 生徒が自分自身の態度や価値観を探究することに重きが置かれている。
- ⑥ 認知プロセスの外化（問題解決のために知識を使ったり，人に話したり書いたり発表したりすること）を伴っている。

生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）では、生徒たちが「何ができるようになるのか」を明確にしながらか、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの課程を組み立てていくことが重要です。

Q3-2 「言語能力の育成を図る」ための取組を進めていく上での留意事項は何ですか。

A3-2 言語活動の充実については、平成 21 年改訂の学習指導要領ではじめて明示されるとともに、その解説では各教科・科目等において、生徒による発表，討議，ノート記述，レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語能力を養うよう配慮することが示されました。今回の改訂においても、言語活動の充実とともに、教科等横断的な視点に立った資質・能力の一つとして言語能力が総則の中で示され、その育成が求められています。

学習指導要領総則では、言語能力の育成を図るために各学校において求められる取組として、次の 3 点が示されています。

1 点目は、「言語環境を整えること」です。生徒の言語能力は生徒を取り巻く言語環境の影響を受けることが大きいので、学校全体における言語環境の整備が求められます。例えば、教師は正しい言葉で話し、正確で丁寧な板書を心がけること、掲示物や配布物では用語や文字を正しく使用すること、教師と生徒、生徒相互の言葉遣いが適切に用いられる状況をつくることや、そのために好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要があります。

2 点目は、「生徒の言語活動を充実させること」です。「知識及び技能」や「思考力，判断力，表現力等」の資質・能力をどのような言語活動を通して育成するかを言語活動例として示している国語科には、言語能力を育成する中核的な教科として学校内において先導的・指導的役割が求められていることは言うまでもありませんが、各教科等においても、学習指導要領の各教科「内容の取扱い」の中で、それぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実が求められています。詳細については、各教科の学習指導要領及び解説を参照してください。なお、言語活動は言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動ですので、言語活動を行うことが目的とならないように留意し、目指す資質・能力の育成に資する有効な手段としてどのような言語活動をどのような場面で取り入れるかを考え、計画的・継続的に授業や指導の改善・工夫を図ることに留意する必要があります。

3 点目は、「読書活動を充実すること」です。このことについては、学校図書館の利活用につい

て取り上げているQ3-5を参照してください。

Q3-3 「情報活用能力の育成を図る」上での留意事項は何ですか。

A3-3 情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があります。また、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されています。

「情報活用能力の育成」を図る上での留意事項は次のとおりです。

- ① 校内のICT環境の整備に努め、生徒も教師も日常的に活用できるようにしておくこと。また、生徒が安心して情報手段を活用できるよう、学校において取り得る対策を十分に講じること。
- ② コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で活用し学習活動の充実を図ること。
- ③ 各教科等の指導に当たっては、各種の統計資料や新聞、デジタル教科書やデジタル教材、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用も図ること。
- ④ 教材・教具を有効、適切に活用するため、その特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究すること。
- ⑤ インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについての指導に重点を置くこと。なお、情報モラルに関する指導は、情報科や公民科、特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。
- ⑥ 地域の人々や民間企業等と連携し協力を得るなど、学校外の人的・物的資源の適切かつ効果的な活用に配慮すること。

今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透するとともに、スマートフォンやSNS等の普及により生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大しています。今後も情報技術の飛躍的な進展や新たな機器・サービスの浸透、膨大な情報（データ）の蓄積が予想され、情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつあります。そうした社会においては、「情報活用能力の育成」は極めて重要であり、生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、「情報活用能力の育成」は極めて重要となります。

Q3-4 体験活動を各教科・科目等の特質に応じて教育課程の中に位置づけて実施していくためにはどのようなことに配慮する必要がありますか。

A3-4 体験活動を各教科・科目等の特質に応じて教育課程の中に位置づけて実施していくためには、各教科・科目等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく、生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、学校においては家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施していくことが求められます。

具体例としては、

- ① 就業体験活動
- ② 他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動
- ③ 自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動
- ④ 地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加

などがあげられます。

また、体験活動の時間を確保することも課題となりますが、それらの体験活動において、各教科・科目等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合、授

業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられます。

家庭や地域社会との連携については、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と連携・協働することが考えられます。その際、体験活動の目的だけでなく、意義や効果について、家庭や地域と共有することが重要です。

なお、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と生徒の発達段階に応じて安全への配慮を十分に行われなければなりません。

Q3-5 学校図書館はどのような役割を担っているか教えてください。

A3-5 学校図書館の利活用については、平成 21 年改訂の学習指導要領においても触れられておりますが、今回の改訂では、総則第 3 款 1 (6) の「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」における配慮事項として項立てられていることにまず留意する必要があります。

その上で、学校図書館には次の三つの機能があることに留意する必要があります。

① 「読書センター」としての機能

生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場となる。

② 「学習センター」としての機能

生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする学習活動の場となる。

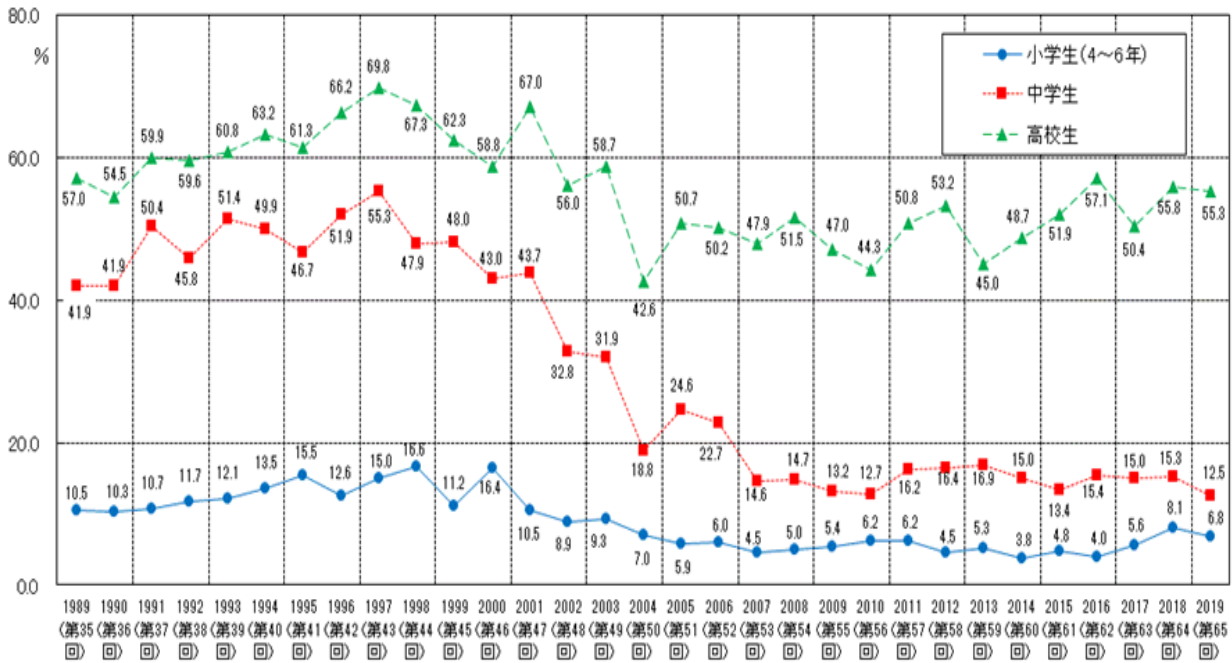
③ 「情報センター」としての機能

生徒や教職員の情報ニーズに対応する情報集積の場、生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする情報教育の場となる。

総則第 3 款 1 (2) において規定しているように、読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に合うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つですが、1 か月の間に一冊も本を読まない高校生の割合は 5 割を超えているとの調査結果（全国学校図書館協議会と毎日新聞社による第 65 回学校読書調査（2019））もあり、高校生の読書離れが課題となっています。学校図書館には、読書センターとしての機能を発揮して、生徒の読書活動を推進する役割が求められます。

また、冒頭で示したように、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、収蔵されている蔵書や視聴覚資料、電子資料などを活用した調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で利用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。（高校教育課では、平成 29 年度と 30 年度に学校図書館を活用した授業実践事例集を作成し、各校へ配布しています。）

過去31回分の不読者(〇冊回答者)の推移



「全国学校図書館協議会と毎日新聞社による第65回学校読書調査(2019)より」

総則第3款2 学習評価の充実

2 学習評価の充実

学習評価(Q3-6)の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫(Q3-7)すること。

Q3-6 学習評価はどのように進めていけばよいか、評価に当たっての留意事項も含めて教えてください。

A3-6

○学習評価の進め方

平成21年改訂の学習指導要領では、学習評価に関する記述は第1章総則第5款5(12)において、「生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、学習の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」とあります。今回の改訂においても、この内容が踏襲されていますが、教科・科目の目標、単元や題材の取り扱いなどについて触れられるようになりました。

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものです。「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生

徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうために、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組をすることが求められます。

評価に当たっては、教師が生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、生徒が学習したことの意味や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題を持って学習を進めていけるように、評価を行うことが大切です。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握するために、指導内容や生徒の特性に応じて単元や題材などの内容や時間を見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習過程の適切な場面で評価を行う必要があります。その際に、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切です。教師による評価とともに、生徒による相互評価や自己評価を取り入れ、学習意欲の向上につなげる必要もあります。個々の生徒が持つよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたり生徒がどれだけの成長をしたかという視点が重要になります。

今回の学習指導要領では、育成を目指す生徒自身の資質・能力を明らかにした上で、その評価を「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理し、生徒の資質・能力のバランスのとれた学習評価を行うために、指導と評価の一体化を図り、ペーパーテストの結果にとどまらず多様な活動も含めて評価することが必要となります。

○評価にあたっての留意事項

定期考査等における点数に基づく評価は「知識・技能」の面で、測定しやすい指標としてこれまでも利用されていますが、設問方法を変えたり、記述式の比重を増やしたりするといった工夫をすることで、学習の過程や考え方を評価する目安になります。具体的には、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮し、文章による説明、観察・実験、式やグラフでの表現など、多様な方法を適切に取り入れていくことが考えられます。

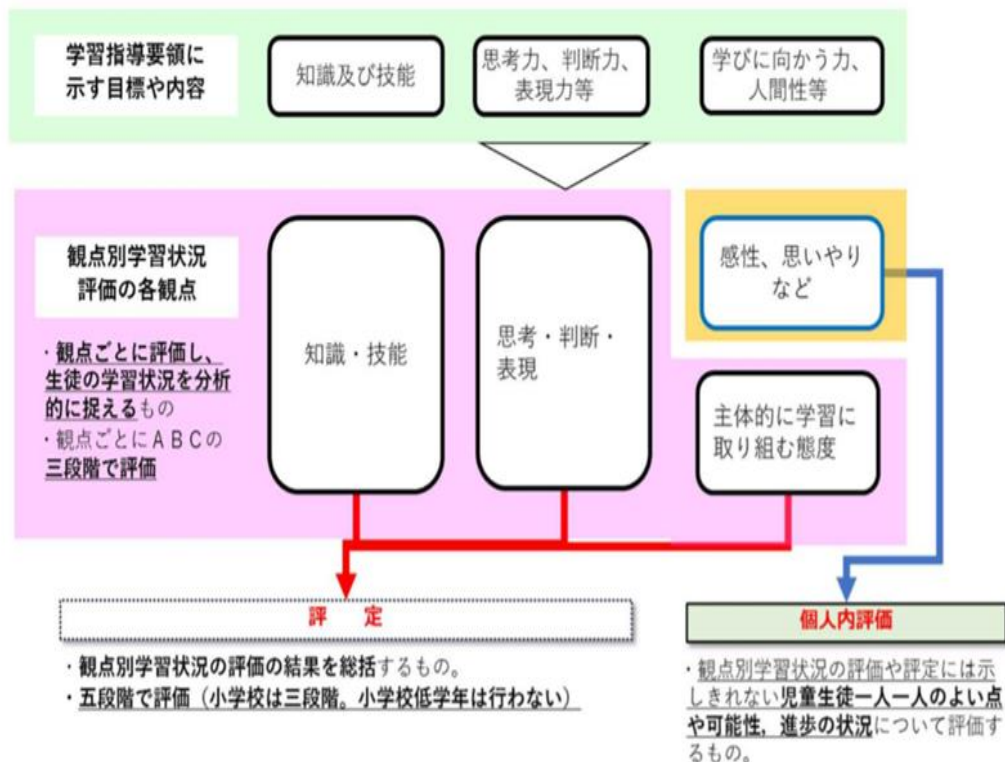
「思考・判断・表現」については、身に付けた知識や技能をもとにして、その先を自分で考えていく活動が見られるかということになるので、自分で問いを立て、自分で考えたり、判断したりしていくという活動が見られるかを評価します。具体的には、発表や討論の場面、論述やレポートの作成、作品の制作や表現などが考えられます。

「主体的に学習に取り組む態度」については、生徒自身で学習計画を立て、普段の学習の中でそれを実行し、結果を振り返り、改善を図り次の行動に結びつける行動が見られるかという点が評価のポイントになります。この活動については、教師側からの適切な働きかけが必要になることも想定されます。評価の方法としては、例えば、授業の振り返りシートなどの設問を5段階などの数値評価にせず、「わかったこと気づいたこと、わからなかったこと」を具体的に記述させるなどの振り返りを行わせることで、生徒にとっても次への改善を捉えやすくなります。あるいは、ノートやレポート等の記述、授業中の発言、教師による行動観察や生徒の自己評価や相互評価等を評価の材料として利用することも考えられます。ただし、ノートへの特定の記述の有無を取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではないので留意する必要があります。また、個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）は、観点別評価になじまない部分になるので、留意する必要があります。

また、教師側も「生徒の学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り」と学習指導要領に記載されています。教師側においても、生徒の学習評価をするとともに、次の改善策を探り、次の単元へ進むとともに、その内容に適したより適正な評価をするというような学習改善に向けた取組が常に求められます。

各教科における評価の基本構造

- ・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
- ・したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



※2019年1月中教審教育課程部会「児童生徒の評価の在り方について」より

Q3-7 「学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるような工夫」の具体例を教えてください。

A3-7 学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるようにすることは、学習評価の結果をその後の指導に生かすことに加えて、生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにする観点からも重要となります。法令(学校教育法施行規則第24条1項、2項)の定めで、指導要録等の抄本、調査書によって幼小中高大の各学校段階の学習評価が適切に引き継がれていくことになっていますが、それが形骸化しないように留意する必要があります。また、学習評価が教師個人の主観によるものではなく、学校教育全体の取り組みに位置づけて組織的かつ計画的に取り組むことも必要になります。学習成果の信頼性を高めるために、評価に関する情報を保護者に対してより積極的に提供することも重要となります。

学年や学校段階を越えて生徒の学習成果が円滑に接続されるようにすることは、生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにする観点からも重要になります。このため、指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針のもとで学習評価に取り組むことが大切です。

今回の改訂では、特別活動の指導に当たり、学校、家庭および地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方、生き方を考えたりする活動を行うこととし、その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用する(第5章特別活動第2 [ホームルーム活動] 3 (2))ことで、その教材が学校段階を越えて活用することにより生徒の学習の成果を円滑に次の段階へ接続させることが考えられます。また、ホームルーム活動の内容も、キャリア教育の視点からも小・中・高等学校のつながりが明確にされています。

大学等の上級学校へ進学する際に利用する調査書も様式が改められ、記載事項の字数制限が取り払われるようになります。生徒の学校内外における様々な活動を詳細に記録し、進級時の引継ぎも綿密に行われることが求められます。指導要録の形式も学習指導要領の変更に伴い、学習評価に関する内容や総合的な探究の時間の記録にそれぞれ観点別評価が明記されるようになります。文部科学省から平成 30 年 5 月に「キャリア・パスポートって何だろう」で、ポートフォリオに関する考え方や先行的な取組例が紹介されました。また、平成 31 年 1 月に「キャリア・パスポート」に関する例示資料が示されています。生徒自身が取り組んだことを記録するためにこうしたツールを利用しながら、自己の取組に対する記録、成果、次の目標設定といった一連の活動を記録し、それを継続していくことも指導する必要性が高まることになります。

学校と生徒がともにこのような取組を行っていくことにより、学年や学校段階を越えて学習の成果が円滑に接続されていくようになります。

総則第4款 単位の修得及び卒業の認定 Q & A

総則第4款1 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

1 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定 (Q4-1, 4-2)

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない (Q4-3, 4-4)。
- (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が第4章の第2の1に基づき定められる目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したとき (Q4-5, 4-6)は、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる (Q4-7)。

2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする (Q4-8)。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする (Q4-9)。

Q4-1 全日制が併設されている定時制高校で、全日制の授業を選択することはできますか。また、異なる学校間でも同様のことはできますか。

A4-1 可能です。生徒の履修したい科目が自校に設けられていないが、併設校、他校には設定されている場合、学校間の協議により一部科目を履修することは可能です。ただし、36単位を上限とします。なお詳細については、高等学校指導要領解説総則編P142, 143の別表を参照してください。

Q4-2 入学前に高等学校卒業程度認定試験に合格している科目についての単位認定はどのように行えばよいですか。

A4-2 具体的な認定方法については、各学校長の判断に委ねられているので、各学校の規定類集などを参考にしてください。あわせて、この制度が整備されていない学校については、前向きな導入が望まれます。

Q4-3 学校外における学修等の単位認定については、どのような単位認定を可能とする制度がありますか。また単位認定に当たって、留意すべきことは何ですか。

A4-3 具体的には①海外留学に係る単位認定、②学校間連携による単位認定、③大学、高等専門学校等における学修の単位認定、④技能審査の成果の単位認定、⑤ボランティア活動等の単位認定、⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定、⑦別科において修得した科目に係る学修の単位認定、⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定、⑨定時制課程

及び通信制課程の併修による単位認定があります。ただし、これらの制度により与えることができる単位数は②～⑤を合わせて36単位までとなっています。

また、認定に当たっては、学校外の学修等の成果が当該科目の目標からみてどの程度満足できると認められるものであるのかを、各学校で適切に判断する必要があります。

Q4-4 高等学校卒業程度認定試験を11月に受験し、今年の大学入学共通テストに出願はできますか。

A4-4 可能です。その際、大学入学共通テスト出願資格申告書を大学入試センターに提出する必要があります。詳しくは高等学校卒業程度認定試験受験案内で確認してください。

Q4-5 1科目の単位数が大きい場合に、2以上の年次にわたって履修することはできますか。

A4-5 原則として、家庭科の「家庭基礎」、各学科に共通する教科の情報の各科目、1単位の科目を除き、2以上の年次にわたって履修することができます。

Q4-6 標準単位2単位の必修科目を1年次2単位、2年次2単位と分割履修する教育課程において、1年次2単位を修得した後に転学（退学）した生徒の単位について、転入（編入）先の高校では、どのようにその単位を認定し履修指導を行ったらいですか。

A4-6 前籍校で修得した単位を卒業のための単位に加えることができるとされています（学校教育法施行規則第92条第2項、単位制高等学校教育規程第7条）。ただし、転入先の判断となります。

その上で、以下のように考えます。

「修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得していてもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず」（高等学校学習指導要領解説 p134）とされていますので、2単位を修得していても必修科目の修得とはなりません。しかし、「当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に入れて取り扱うことが可能である。」（高等学校学習指導要領解説 p134）とされていますので、2単位を認定することができます。つまり、卒業までに修得させる単位数に2単位を加えることは可能ですが、この科目の必修修は認定されません。その結果、転入先の高校では必修修を満たすためにこの科目を再度履修する必要があります。

Q4-7 学期ごとの修得認定を行う場合、中途退学等の際に修得単位に加えることができますか。

A4-7 基本的には可能ですが、当該科目が必修修であるかどうか、また複数年次にわたった科目であるかどうかによって不可能となる場合もあるので、学習した内容に注意して修得の認定を行う必要があります。

Q4-8 卒業までに修得させる単位数は74単位以上とありますが、必要単位数を学校で独自に設定できますか。また上限はありますか。

A4-8 卒業に必要な修得単位数は各学校において独自に設定することができます。ただし、最低必要要件として74単位を下って設定することはできません。また、県教育委員会としての上限の設定はありません。

Q4-9 各学年の課程の修了の認定については、弾力的に行うよう配慮するとありますが、具体的にはどのような配慮が必要ですか。

A4-9 具体的には、例えば、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられます。また、未修得の各教科・科目が、学校が卒業までに修得すべき各教科・

科目として定めたものである場合も考えられるので、次の学年に進級した後に前学年の未修得の各教科・科目を履修することも可能となるような教育課程を編成するなどの配慮も考えられます。

総則第5款 生徒の発達の支援 Q & A

総則第5款2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

- ア 障害のある生徒など (Q5-1) については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し (Q5-2)、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導 (Q5-3)」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図る (Q5-4) など、教師間の連携に努めるものとする。
- なお、通級による指導における単位の修得の認定 (Q5-5, 5-6) については、次のとおりとする。
- (f) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (g) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。
- ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し (Q5-7)、効果的に活用するものとする。

Q5-1 「障害のある生徒など」とありますが、その含まれる範囲について教えてください。

A5-1 障害のある生徒などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障害の可能性のある者も含まれています。

また、学習上又は生活上の困難さを持つ生徒は障害のある生徒と同様に、その生徒の困難さや課題に即した適切な指導を行う必要があります。そのような生徒は発達障害の判断基準を満たしてはいなくても、日常生活を送る上では困難が生じることも多いと考えられます。そのため家庭、中学校、専門医や専門機関との連絡を密にして状況を把握し、対応してください。

Q5-2 「特別な教育課程を編成し」とありますが、具体的にはどのようなことですか。

A5-2 「特別な教育課程を編成」とは、障害に応じた特別の指導（通級による指導）を、高等学校

の教育課程に加え、又は、その一部に替えるという特別な措置を行った教育課程を編成することを指します。具体的には以下のとおりです。

教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するものです。一方の、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するものです。

なお、通級による指導は、必履修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要があります。

Q5-3 通級による指導を実施する際には、県教育委員会への申請は必要ですか。

A5-3 必要です。障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う場合は、特別の教育課程を編成し、届け出てください。また、通級による指導を学校設定教科・科目を設置して実施する場合には、教育課程の県基準3に従って届け出る必要があります。

なお、実施にあたっては、平成31年2月に公示された特別支援学校高等部学習指導要領を参考にしてください。

Q5-4 「各教科・科目等と通級による指導との関連を図る」とありますが、各教科の補完的な内容を実施してもよいですか。

A5-4 今回の改訂では、通級による指導を行う場合について、「特別支援学校高等部指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と規定されました。それまで、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘がなされていたことから、該当規定について「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。」と改正されました。

したがって、通級による指導の内容について、各教科・科目の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置づけが明確化されています。このことについては、特に留意が必要です。

Q5-5 「通級による指導における単位の修得の認定」とありますが、上限はありますか。また年度途中から通級開始の場合は、通級開始以前の単位の扱いはどうなりますか。

A5-5 通級による指導に係る単位を修得した時は、年間7単位を超えない範囲で当該年度に修得した単位数を、当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができます。

通級開始以前の単位の扱いについては、従前と同様に、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とします。

Q5-6 普通科の生徒が、通級による指導で修得した単位数は、学校設定教科・科目の20単位とは別に計算してもよいですか。

A5-6 学校設定教科・科目として取り扱う場合は、他の設定科目も含めて20単位以内で実施しなければなりません。

Q5-7 「個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し」とありますが、二つの違いや留意点は何ですか。

A5-7 どちらも「生徒一人一人の状態に応じたきめ細かい指導を行うためのツール」であると定義しています（県教育委員会HPより）。違いは、前者が保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関が、子どもの状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うためのツールであり、後者は学校内において、担任、教科担当、部顧問などの教師が情報を共有するためのツールという点です。特に、前者に関しては対外的な関わりが多くなるため、保護者と生徒に理解を得ることが重要となります。

総則第5款2 (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

(2) 海外から帰国した生徒など (Q5-8) の学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かす (Q5-9) などの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒 (Q5-10) については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

Q5-8 「海外から帰国した生徒など」とありますが、海外から帰国した生徒以外にどのような生徒が当てはまりますか。

A5-8 両親のいずれかが外国籍であるなど、外国につながるのがある生徒が当てはまります。これらの生徒の多くは、異文化における生活経験等を通じて、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身に付けており、一人一人の実態は異なります。その実態を的確に把握し、当該生徒が学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが求められています。

Q5-9 「外国における生活経験を生かす」とは、具体的にどのようなことを指していますか。

A5-9 帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒などが、外国での生活や異文化に触れた体験を、各教科・科目等の学習に生かすとともに、異文化を通じて身に付けたものの見方や考え方、感覚や情緒、外国語の能力などの特性を生かすように配慮することが大切です。また、本人に対する指導だけでなく、他の生徒についても、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てることが大切です。このような機会としては、外国語科、地理歴史科、芸術科などの教科、総合的な探究の時間での学習活動、特別活動における学校行事などが考えられますが、生徒や学校の実態に応じて適宜工夫することが必要です。そのためには当該生徒の体験を、他の生徒の各教科・科目の学習に生かす場面や活動を工夫することが考えられます。

例えば、外国語科においては、外国語でコミュニケーションを行うことのほか、教科書で扱われている語彙や表現の実際の使用場面や使用状況、教科書で扱う外国の生活文化やものの考え方などに関する知識や感覚などを紹介すること。地理歴史科においては、その国の歴史、政治経済、宗教や産業などの知識あるいは生活習慣の違いなどについて経験したこと等を発表、紹介すること。芸術科においては、その国特有の芸術についての知識や音楽、美術、演劇等で身に付けた技能を紹介、披露すること、などが考えられます。

また、総合的な探究の時間や特別活動においても、国際理解教育に係わる学習や活動の計画や実施に際して、当該生徒の知識や経験を活かしてもらうような指導を行うこともできます。ただし、その理解や経験が、広くその国の状況を一般化したものにならないような配慮も必要です。

Q5-10 「日本語の習得に困難のある生徒」とありますが、日本語の習得に困難のある帰国生徒や外国人生徒に特化した学校設定科目を設定し、日本語指導を行うことで単位認定することは可能ですか。

A5-10 できません。平成 26 年に学校教育法施行規則が改正され、義務教育諸学校においては、日本語の習得に困難がある生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能になりました。それに対し、高等学校段階においては、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことは可能ですが、特別な教育課程の編成は行うことはできず、学校設定科目の設定とその科目の単位認定は行うことはできません。日本語の習得のための指導については、学校生活ならびに各教科等の学習に必要な基礎的な日本語の指導をホームルームや放課後等で行うなどの工夫が考えられます。また、指導を効果的に行うためには、教師や管理職など、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む指導体制を構築することが重要です。

総則第6款 学校運営上の留意事項 Q&A

総則第6款1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

- ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。
- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など(Q6-1)の運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

Q6-1 社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などとありますが、具体的な連携の事例などありますか。

A6-1 本県においては、平成15年の中央教育審議会の答申や平成18年の教育基本法の全部改正等を契機に、博物館等と学校教育との連携（博学連携）を推進して、未来を担う児童生徒が郷土の歴史や文化を学習する一助となるような取り組みを推進しています。そして、県教育委員会では、芸術に関する感性や郷土の歴史や文化への理解を育むため、博物館等の県立文化施設と学校教育との連携を推進しています。

例えば、平成31年度の県立博物館との博学連携においては、総合的な探究の時間等を利用し、県内高校の生徒が、教育課程に基づくなかで常設展・企画展を利用しています。その他、職場体験・教材貸出・出前授業などの利用も行われています。

総則第7款 道德教育に関する配慮事項 Q & A

総則第7款1 道德教育の指導体制

道德教育を進めるに当たっては、道德教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（「道德教育推進教師（Q7-1）」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。なお、道德教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。
- 2 道德教育を進めるに当たって（Q7-2）は、中学校までの特別の教科である道德の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。
- 3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。
- 4 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

Q7-1 「道德教育推進教師」とは、どのような役割がありますか。

A7-1 道德教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通して推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれます。そして、協力体制を整えるための道德教育推進教師の役割として、次のような事柄が考えられます。

- ① 道德教育の全体計画の作成に関すること
- ② 全教育活動における道德教育の推進、充実に関すること
- ③ 道德教育教材の整備・充実・活用に関すること
- ④ 道德教育の情報提供や情報交換に関すること
- ⑤ 道德教育の全体計画の公開など、家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ⑥ 道德教育の研修の充実に関すること
- ⑦ 道德教育の全体計画の評価に関すること など

Q7-2 「道德教育を進めるに当たって」とありますが、道德教育を進めるに当たってどのようなことに配慮をしたらよいでしょうか。

A7-2 道徳教育を進めるに当たって、中学校までの教科である道徳の学習で学んだ道徳的諸価値についての理解を基に、様々な体験や思索を通して人間としての在り方生き方について考えを深化させることが大切です。高校生という発達段階や特殊性を踏まえ、学校・地域社会の実態や課題に応じた指導内容に重点を置くことが大切です。

具体的には、①自立心や自立性を高め、規律ある生活②生命を尊重する心の育成③社会連帯の自覚を高め主体的に社会の形成に参画する意欲と態度④義務を果たし責任を重んじる態度及び人権の尊重、差別のない社会を実現しようとする態度⑤伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会に生きる日本人としての自覚形成などが挙げられます。

学習指導要領 第4章 総合的な探究の時間（本文）

第1 目標（QC4-1）

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習（QC4-2）を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的（QC4-3）に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定める。

2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の内容を定める。

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、地域や社会との関わりを重視すること。
- (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。
- (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題（QC4-4）については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。
- (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。
 - ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な探究の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。
 - イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。
 - ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。
- (7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
 - (2) 全体計画及び年間指導計画の作成(QC4-5)に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
 - (3) 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるよう配慮すること。
 - (4) 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
 - (5) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
 - (6) 各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
 - (7) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - (8) 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- (2) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
- (3) 第2の3の(6)のウにおける両方の視点を踏まえた学習を行う際には、これらの視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮すること。
- (4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにする(QC4-6)こと。
- (5) 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
- (6) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (7) 体験活動(QC4-7)については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。
- (8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
- (10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

第4章 総合的な探究の時間 第1 目標 (QC4-1)

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習 (QC4-2)を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的 (QC4-3) に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

QC4-1 小中学校における「総合的な学習の時間」と高等学校における「総合的な探究の時間」の違いはどのようなところですか。また今回の改訂で高等学校に導入された「総合的な探究の時間」は「総合的な学習の時間」と、どのように違うのですか。

AC4-1 小中学校における「総合的な学習の時間」の目標と、高等学校における「総合的な探究の時間」の目標には大きな違いが二つあります。

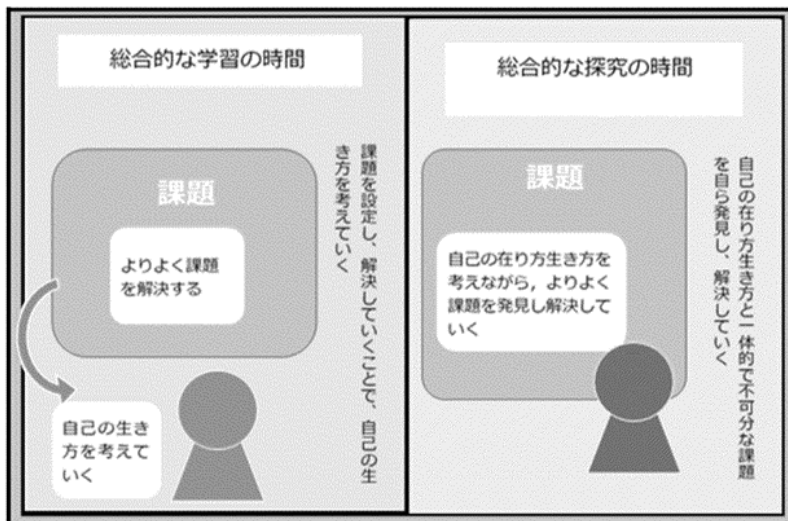
中学校の総合的な学習の時間では、第一の目標「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。～以下略」です。

一方、高等学校の総合的な探究の時間では、第一の目標「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。～以下略」と示されています。

1点目は、中学校では「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく」とありますが、高等学校では「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく」とあり、意味が大きく変わっています。高等学校では「自分の在り方生き方を考える中で、自分の在り方生き方と一体的で切り離せない課題を生徒が自分で発見し、解決していく」ための資質・能力を育成することを目指しています。

2点目は、高等学校では「探究的」が「探究」になっています。これは、探究の質が「高度化」し、生徒自身が探究を「自律的」に行えるようになることと学習指導要領解説に記されています。高度化とは、①整合性：目的と解決の方法に矛盾がない ②効果性：適切に資質・能力を活用している ③鋭角性：焦点化して深く掘り下げて探究している ④広角性：幅広い可能性を視野に入れながら探究していると定義されており、また、自律的とは、①自己課題：自分と関わりの深い課題である ②運用：探究の過程を自分の力で進められる ③社会参画：得られた知見を生かして社会に参画しようとする、と定義されています。

課題と生徒の関係（イメージ）



小中学校の「総合的な学習の時間」の取り組みを礎に、継続的かつ系統的に高等学校の「総合的な探究の時間」に繋げていくことが大切になります。

Q4-2 「探究の見方・考え方」とはどのようなものですか。また、「教科、科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習」とありますが、教科・科目等との「横断的・総合的な学習」とは具体的にどのようなものを指すのですか。

A4-2 「探究の見方・考え方」とは、「①各教科・科目等における見方・考え方を総合的に活用し、②広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の在り方生き方を問い続ける」という、総合的な探究の時間の特質に応じた見方・考え方のことです。

「横断的・総合的な学習」というのは、この時間の学習の対象や領域が、特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的であることを表しています。言い換えれば、この時間に行われる学習では、教科・科目等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことでもあります。

Q4-3 協同的が協働的に変わりましたがどのような理由ですか。

A4-3 「協同的」とは、周囲の人々と互いに考えや意見を出し合い、見通しや計画を確かめ合い、他者の考えを受け入れるということです。一方で「協働的」とは単に協力して事に当たるという意味ではなく、それぞれのよさを生かしながら個人ではつくり出すことができない価値を生み出すことを意味しています。複雑な現代社会においていかなる問題についても1人だけの力で解決を図ることは困難です。社会を変えるために、異なる意見を生かして新たな知を創造し、他者と互いの資質・能力を認め合い、相互に生かし合う関係が必要です。協働的に取り組むことが求められているのは、「協働」を通して自分なりの世界観や価値観を築くとともに実際に地域社会を変え、よりよい社会を実現することが期待されているためです。

総合的な探究の時間 第2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い (5)

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題 (Q4-4) については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

QC4-4 「目標を実現するにふさわしい探究課題」とはどのようなものですか。

AC4-4 「探究課題」とは、生徒個人が設定するものではなく、目標の実現に向けて学校が設定するものであり、従来「学習対象」として設定してきたものに相当します。「探究課題」は、横断的・総合的で、探究の見方・考え方を働かせて学習することで、それらの解決を通して育成させる資質・能力が自己の在り方生き方を考え、よりよく課題を発見し解決していくことに結び付いていく、教育的に価値のある諸課題であることが求められます。

以下に、各学校が「探究課題」を設定する際の参考として四つの課題と探究課題のテーマの例を示します。各学校の総合的な探究の時間の目標や、生徒、学校、地域の実態に応じて、探究課題を設定することが求められます。

四つの課題	探究課題の例
横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）	外国人の生活者とその人たちの多様な価値観（国際理解） 情報化の進展とそれに伴う経済生活や消費行動の変化（情報） 自然環境とそこに起きているグローバルな環境問題（環境） 高齢者の暮らしを支援する福祉の仕組みや取組（福祉） 心身の健康とストレス社会の問題（健康） 社会生活の変化と資源やエネルギーの問題（資源エネルギー） 食の問題とそれに関わる生産・流通過程と消費行動（食） 科学技術の発展と社会生活や経済活動の変化 など（科学技術） など
地域や学校の特色に応じた課題	地域活性化に向けた特色ある取組（町づくり） 地域の伝統や文化とその継承に取り組む人々や組織（伝統文化） 商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会（地域経済） 安全な町づくりに向けた防災計画の策定（防災） など
生徒の興味・関心に基づく課題	文化や流行の創造や表現（文化の創造） 変化する社会と教育や保育の質的転換（教育・保育） 生命の尊厳と医療や介護の現実（生命・医療） など
職業や自己の進路に関する課題	職業の選択と社会貢献及び自己実現（職業） 働くことの意味や価値と社会的責任（勤労） など

参考として示した課題は、互いにつながり関わっている課題でもあります。各学校では現実の生活との関わりの中で、何が内容として適切であるのかを判断することが大切です。

探究課題とは人・もの・ことについて生徒が探究的に関わりを深めていくことが求められる課題のことです。教科・科目等の枠組みに当てはめるのは困難であり、課題の解決においては、各教科・科目等の資質・能力が繰り返し何度となく活用・発揮されることが想像できます。

総合的な探究の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。(2)

(2) 全体計画及び年間指導計画の作成（QC4-5）に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

QC4-5 各学校が定める総合的な探究の時間の目標が、学校の教育目標を実現するものであり、カリキュラム・マネジメントの中核となるためにはどのように設定すればよいのでしょうか。また、設定した目標に基づき、全体計画、年間指導計画を作成する際の留意点を教えてください。

AC4-5 各学校で総合的な探究の時間の目標を定める際には、総合的な探究の時間の第1の目標を適切に踏まえつつ、各校の教育目標や育てたいと願う生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものにすることが求められます。

特に、総合的な探究の時間で行われる探究は、その特質上、カリキュラム・マネジメントの三つの側面（①教科等横断的な視点 ②PDCAサイクルの確立 ③人的・物的資源の効果的活用）と深く関わりがあるため、総合的な探究の時間を教育課程の中核に据えることで、カリキュラム・マネジメントが推進されることが見込まれます。教育課程全体の中での位置づけや他教科や学校行事との違いや関連についても留意し、教育課程全体が円滑で効果的に実施されるように配慮することが必要となります。また、各学校ではこのことを踏まえて全体計画、年間指導計画を作成することが重要です。

なお、全体計画、年間指導計画を作成する際の留意点は以下のとおりです。

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、入学してから卒業するまでを見通して、教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものです。一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するかなどを示すものです。この二つの計画においては、各学校が定める「目標」と、目標を実現するにふさわしい「探究課題」からなる各学校が定める内容を明確にすることが重要です。その際、これまでの各学校の教育実践の積み重ねや教育研究の実績に配慮して計画を作成すると効果的です。さらには、それらとの関連で生み出される「学習活動」、その実施を推進していく「指導方法」や「指導体制」、生徒の学習状況等を適切に把握するための「学習評価」などを示すことになります。

総合的な探究の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。(4)

(4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにする(QC4-6)こと。

QC4-6 「考えるための技法を自在に活用できるようにする」とは、どのようなことでしょうか。

AC4-6 「考えるための技法を自在に活用できるようにする」とは、考える際に必要になる情報の処理方法であり「比較する」「分類する」「関連付ける」のように様々な場面で具体的に使えるようにすることです。「考えるための技法を活用する」とは、生徒が無意識のうちに行っていた「考えるための技法」を可視化し、別の場面でも活用できるものとして習得させるということです。生徒は自分がどのような方法で考え、情報を整理しているのか自覚していないことが多いです。そこで教員が『思考ツール』を活用し、生徒が比較したり分類したりする活動をすることで自分の思考を自覚させるようにすることが大切です。実生活・実社会の課題解決において、考えるための技法を自在に活用できるようにし、どのような理由で、どのような思考ツールを使うのか、有効性や意味を考え、試し、うまくいったりいかなかったりする経験を積む中で、社会の諸問題に対応していく力を育むことが期待されています。

総合的な探究の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。(7)

(7) 体験活動(QC4-7)については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。

QC4-7 体験活動を探究の過程に適切に位置づけるとはどのようなことですか。また、修学旅行やインターンシップなどの活動を「総合的な探究の時間」の一部として扱うことは可能ですか。

AC4-7 体験活動を探究の過程に適切に位置づけるとは、設定した探究課題に迫り、問題の解決につながる体験活動であること、また、生徒の発達段階や興味関心に応じた、主体的に取り組むことのできる体験活動であることが挙げられます。その際、年間を見通し意図的・計画的で適切な時数の範囲で行うことで、一層育成を目指す資質・能力が身に付くと考えられます。

また、修学旅行、インターンシップなどの学校行事を、総合的な探究の時間の一部として扱うことはできます。ただし、取り扱う場合には、総合的な探究の時間の趣旨を踏まえ、探究の過程において、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすることなどが考えられます。

例えば、修学旅行先の自然、文化、産業などを自分が住んでいる地域と比較する、分類する、関連付けるなどの活動です。このことを踏まえると、修学旅行に関する単純な準備作業(班決め・部屋割り・見学先の選定)などは総合的な探究の時間には適さないというのはいまでもありません。また、修学旅行の体験活動を実施したことで総合的な探究の時間の代替を認めるものではありません。

学習指導要領 第5章 特別活動（本文）

第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

1 目標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚

ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合って決めること。

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進

我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探究しようとする

こと。

エ 青年期の悩みや課題とその解決

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする。

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用

自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)の指導に当たっては、集団としての意見をまとめる話し合い活動など中学校の積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることができるよう工夫すること。

(2) 内容の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用(QC5-1)すること。

[生徒会活動]

1 目標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

(2) 学校行事への協力

学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。

(3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにす

ること。

[学校行事]

1 目標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

3 内容の取扱い

(1) 生徒や学校、地域の実態に応じて、内容に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り（Q05-2）、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

(3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと（Q05-3）。

(5) 第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

(6) ホームルーム活動については、主としてホームルームごとにホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協力を得ること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。

(2) 生徒及び学校の実態並びに第1章第7款の1に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。

(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

(5) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点から踏まえた適切な指導を行うこと。

3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔ホームルーム活動〕

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)の指導に当たっては、集団としての意見をまとめる話し合い活動など中学校の積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることができるよう工夫すること。
- (2) 内容の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用(QC5-1)すること。

QC5-1 「生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とありますが、具体的にどのような教材が考えられますか。

AC5-1 ポートフォリオ的な教材などを活用することが考えられます。

具体的には、特別活動や各教科等における学習の過程に関するものはもとより、学校や家庭における日々の生活や、地域における様々な活動なども含めて、教師の適切な指導のもと、生徒自らが記録と蓄積を行っていくことができるような教材です。こうした教材等については、小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を超えて活用できるようなものとなるよう、各地域の実情や、各学校やホームルームにおける創意工夫を生かした形での活用が期待されます。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い1(2)

- (2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。
- ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。
- イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り(QC5-2)、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。
- ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

QC5-2 「特別活動と総合的な探究の時間などの指導との関連を図り」とありますが、どのように考えればよいのですか。

AC5-2 高等学校における人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものと記されています。

特別活動と総合的な探究の時間は、ともに各教科・科目等で身に付けた資質・能力を総合的に活用・発揮しながら、生徒が自ら現実の課題の解決に取り組むことを基本原理としている点に、共通

性が見られます。体験的な学習を重視すること、協働的な学習を重視することも同様です。自己の生き方についての考え方を深める点においても通じる点があります。

特別活動と総合的な探究の時間は、それぞれの目標や内容に沿った指導を行うことを前提とした上で、両者の関連を図った指導を行うことは効果的です。例えば、総合的な探究の時間で学んだ内容が、特別活動における実際のホームルームや学校の生活に生かされ、そこで体得したことが次の探究的な学習の問いにつながるなどの両者の特質を生かし合った関連が考えられます。

なお、「総合的な探究の時間」を「特別活動」に代替する場合の留意点についてはQ2-47を参照してください。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い1 (4)

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと (Q05-3)。

Q05-3 「障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とありますが、全体指導を行う中でどのようにして該当の生徒へ指導を行ったらよいのですか。

AC5-3 全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要です。

また、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要です。

追記：追記 1, 2 (Q追-1~3) を加える (令和 3 年 3 月)。

追記 1 遠隔教育の実施に係る留意事項について

Q追-1 他的高校や大学の教員が行うリモート授業を単位認定することは可能ですか。

A追-1 可能です。高等学校における遠隔教育（ここでは授業を行う教室等以外の場所でメディアを利用して履修させる授業のこと）については、これまでその推進のための法改正等が行われてきました。このような授業について単位認定を行うには、次の点に留意し、十分に計画を立てることが必要です（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 文科初第 1 8 1 8 号「高等学校等における遠隔教育の実施について」）。

- ① 同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として 40 人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が 40 人以下であっても、それらを合わせて 40 人を超えることは原則として認められないこと。
- ② 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。
- ③ 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。
- ④ 教科用図書、教材等は文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。
- ⑤ 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。
- ⑥ 原則として、受信側の教室に当該高等学校等の教員を配置するべきであること（当該教科の免許保有者であるか否かは問わない）。ただし、病室等において、疾病療養又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒に対してメディアを利用して授業の配信を行う場合その他の特別な事情が認められる場合には、受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと。なお、その場合には、学校と保護者が連携・協力し、生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。
- ⑦ 対面により行う授業の時間数として、50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（1 単位の科目の場合は年間 1 単位時間以上）を確保しつつ、学校の実態及び

各教科・科目等の特質を考慮して、各校において適切に時間数を定めること。
またこの場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いること。

- ⑧ 対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう、次のような事項について配慮することが望ましいこと。
- (1) 授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
 - (2) 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
 - (4) 受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。
- ⑨ 授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う生徒がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれること。
- ⑩ メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数を、高等学校の卒業に必要な単位数として加える場合は、36単位を超えないこと。
- ⑪ 授業全体の実施方法として、主として対面により実施し、それに相当する教育効果を有すると各校で判断する授業については、⑩の単位数の算定に含める必要はないこと。
- ⑫ 海外留学による単位認定には、外国の高等学校において、メディアを利用して行う授業を、当該外国における正規の教育方法として実施される場合についても、その対象に含まれるものであること。また単位認定を行うに当たっては、同時かつ双方向に行うことや対面授業を相当の時間数行うことといった国内制度の趣旨及び留意事項を踏まえるとともに、これらを踏まえた自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- ⑬ 学校間連携等による単位認定には、他の高等学校において行われたメディアを利用して行う授業を実施する場合についても、その対象に含まれるものであること。
またこの単位数を、卒業に必要な単位数のうちに加えるに当たっては、自校における学校教育活動と同等の教育効果を有すると認められるものについて行うべきであること。
- ⑭ 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程もしくは専門課程等における学修の単位認定についても、⑬と同様に行うこと。

追記2 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営について

Q追-2 新型コロナウイルス感染症対策で臨時休業や分散登校が長期化し、授業時数が学習指導要領で定められている標準を下回ってしまいました。単位修得の認定は行えますか。

A追-2 まずは臨時休業等の期間の学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習等の措置、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等、様々な工夫を行い、学校における指導を充実させることが重要です。

その上で、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、各校において弾力的に対処し、単位修得の認定を行うことができます。各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっても弾力的に対処し、進級、進学等に不利益が生じないように配慮する必要があります（令和3年2月19日付け2文科初第1769号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」）。

Q追-3 学校再開後、様々な指導の工夫を行いましたが、それでもなお計画していた学習指導を終えられそうにありません。どのように対応すればよいですか。

A追-3 特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と生徒あるいは生徒同士の関わり合いが特に重要な学習場面に重点化することが考えられます。

また、最終学年以外の生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和2年度の教育課程だけでなく、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられます（令和3年2月19日付け2文科初第1769号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」）。

この場合の単位の修得の認定については、高等学校学習指導要領等に規定されているとおり、学期の区分ごとに行うことができます。また、各学年の課程の修了の認定に当たり、特定の教科・科目の修得を要件としている場合には、指導内容の移行により生徒が不利益を被ることのないよう、弾力的に対処する必要があります。

ただし、新学習指導要領への移行措置として、家庭科の指導事項である契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する内容については、引き続き入学年次及び次の年次までに指導する必要があります（令和2年8月13日付け2文科初第713号「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）」）。

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立〇〇高等学校

校長 ○ ○ ○ ○

令和〇〇年度教育課程の編成について（協議）

このことについて、「山梨県立高等学校教育課程編成の県基準」2－（ ）の規定により、次のとおり協議します。

協議項目	項 目 について
協議内容	<p>（「2 各教科・科目(2)」についての協議の記載事項）</p> <p>(1) 理由（生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等）</p> <p>(2) 単位数の一部を減ずる教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年（年次）</p> <p>(4) 内容</p> <p>① 単位数の扱い</p> <p>② 指導計画（1 単位時間50分として年間35単位時間で作成）</p> <p>③ 実施上の配慮事項</p> <p>（「2 各教科・科目(4)」についての協議の記載事項）</p> <p>(1) 理由（休業日の期間に授業日を設定する必要性等）</p> <p>(2) 休業日の期間に授業日を設定する教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年（年次）</p> <p>(4) 内容</p> <p>① 単位数の扱い</p> <p>② 指導計画（1 単位時間50分として年間35単位時間で作成）</p> <p>③ 実施上の配慮事項</p> <p>（「2 各教科・科目(5)」についての協議の記載事項）</p> <p>(1) 理由（10分程度の時間を授業時数に含める必要性等）</p> <p>(2) 授業（確認テスト）を行う教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年（年次）</p> <p>(4) 内容</p> <p>① 単位数の扱い</p> <p>② 指導計画（1 単位時間50分として年間35単位時間で作成）</p> <p>③ 実施上の配慮事項</p> <p>※ 学校設定教科・科目の場合は、様式3に従う</p> <p>（「4 総合的な探究の時間(3)」についての協議の記載事項）</p> <p>(1) 理由（総合的な探究の時間を2単位とする特別の必要性等）</p> <p>(2) 単位数の一部を減ずる教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年（年次）</p> <p>(4) 内容</p> <p>① 実施単位数</p> <p>② 指導計画（1 単位時間50分として年間35単位時間で作成）</p> <p>③ 実施上の配慮事項</p>

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立〇〇高等学校
校長 ○ ○ ○ ○

令和〇〇年度教育課程の編成について（協議）

このことについて、次のとおり協議します。

協議項目	項 目
協議内容	<p>（毎日10分程度の時間を使っての「学校設定教科・科目」についての協議の記載事項）</p> <p>(1) 教科・科目の名称「」 *学校設定教科の場合は、教科の目標、教科内の科目構成を記載</p> <p>(2) 科目の目標</p> <p>(3) 単位数</p> <p>(4) 対象学年（年次）及び学科名</p> <p>(5) 主たる教材名（準教科書）</p> <p>(6) 指導計画（1単位時間50分として年間35単位時間で作成）</p> <p>(7) 評価規準</p> <p>（標準単位数の標準の限度を超えて増加することについての協議の記載事項）</p> <p>(1) 理由</p> <p>(2) 教科・科目名</p> <p>(3) 対象学年（年次）</p> <p>(4) 内容</p> <p>① 単位数の扱い</p> <p>② 指導計画（1単位時間50分として年間35単位時間で作成）</p> <p>③ 実施上の配慮事項</p>

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立〇〇高等学校
校長 ○ ○ ○ ○

標準と異なる教育課程の実施についての事情説明

このことについて、次のとおり事情を説明します。

説明項目	項 目
説明内容	<ol style="list-style-type: none">1 標準と異なる内容2 標準と異なる理由3 具体的な実施方法4 予想される効果について5 生徒の負担について6 職員の合意について

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立〇〇高等学校
校長 ○ ○ ○ ○

令和〇〇年度使用準教科書について（申請）

このことについて、「山梨県立学校管理規則第 10 条」の規定により、次のとおり申請します。

教科	教育課程上の科目名	単位数	学年年次	学科コース類型	準教科書名	出版社	価格	部数	備考

注：検定教科書の場合は，書名・記号・番号を記すことにより見本の提出は必要ありません。

平成30年度 山梨県高等学校教育課程研究協議会委員名簿

	職名(教科)	氏名	所属	備考
委員長	校長	手島 俊樹	甲府西高等学校	全体総括
副委員長	教頭	萱沼 恵光	甲府工業高等学校	第1部会長
副委員長	教頭	荻野 智夫	日川高等学校	第2部会長
副委員長	教頭	篠原 茂樹	甲府東高等学校	第3部会長
副委員長	教頭	廣瀬 志保	吉田高等学校	第4部会長
副委員長	教頭	天野 一	巨摩高等学校	第5部会長
委員	教諭(国語)	秋山 尚克	甲府第一高等学校	第2部会
委員	教諭(国語)	一瀬 大樹	甲府南高等学校	第4部会
委員	教諭(地歴)	細倉要太郎	甲府西高等学校	第1部会
委員	教諭(地歴)	窪田 幸彦	甲府東高等学校	第2部会
委員	教諭(地歴)	神澤 公男	中央高等学校	第5部会
委員	教諭(公民)	岩間 光治	北杜高等学校	第3部会
委員	教諭(公民)	樋口 繁章	日川高等学校	第1部会
委員	教諭(数学)	新海 大博	山梨高等学校	第2部会
委員	教諭(数学)	舟久保 豊	吉田高等学校	第1部会
委員	教諭(理科)	川村 穰	韭崎高等学校	第4部会
委員	教諭(理科)	川口 泰才	甲府昭和高等学校	第2部会
委員	教諭(外国語)	青柳 正樹	甲府昭和高等学校	第3部会
委員	教諭(外国語)	遠藤 修史	市川高等学校	第2部会
委員	教諭(保健体育)	穴水 史彦	甲府西高等学校	第3部会
委員	教諭(保健体育)	窪田 弘樹	巨摩高等学校	第2部会
委員	教諭(芸術)	薬袋 直哉	市川高等学校	第1部会
委員	教諭(芸術)	清水 亮	都留興譲館高等学校	第3部会
委員	教諭(家庭)	矢崎 香織	北杜高等学校	第4部会
委員	教諭(家庭)	敷野 浩司	甲府第一高等学校	第1部会
委員	教諭(農業)	本多 哲也	農林高等学校	第2部会
委員	教諭(農業)	矢崎 正敏	笛吹高等学校	第3部会
委員	教諭(工業)	中田 秀樹	甲府工業高等学校	第1部会
委員	教諭(工業)	鈴木 健治	富士北稜高等学校	第2部会
委員	教諭(商業)	岡 英幸	中央高等学校	第5部会
委員	教諭(商業)	大久保 健	ひばりが丘高等学校	第5部会
委員	教諭(商業)	田中 雅明	甲府城西高等学校	第1部会
委員	教諭(情報)	山本 一博	富士北稜高等学校	第2部会
委員	教諭(外国語)	渡邊 英裕	甲府昭和高等学校	第4部会
委員	教諭(理科)	石井 康敬	巨摩高等学校	第4部会
委員	教諭(保健体育)	保坂 瑞穂	甲府城西高等学校	第3部会
委員	教諭(国語)	市川 真二	笛吹高等学校	第3部会
委員	教諭(地歴)	鮎澤 譲	山梨県高教組	第5部会
事務局	指導主事(公民)	高見澤圭一	高校教育課	第1部会
事務局	指導主事(総学)	崎田 哲	高校教育課	第4部会
事務局	指導主事(特活)	岩井慎太郎	高校教育課	第3部会
事務局	指導主事(国語)	遠藤 祐也	高校教育課	第1部会
事務局	指導主事(地歴)	志村 光司	高校教育課	第3部会
事務局	指導主事(数学)	山下 聡	高校教育課	第2部会
事務局	指導主事(理科)	内藤 京	高校教育課	第1部会
事務局	指導主事(外国語)	吉岡 茂	高校教育課	第2部会
事務局	指導主事(保健体育)	花輪 孝徳	スポーツ健康課	第3部会
事務局	指導主事(芸術)	小澤 幸生	高校教育課	第5部会
事務局	指導主事(家庭)	藤巻 理恵	高校教育課	第4部会
事務局	指導主事(農業)	米山 正仁	高校教育課	第2部会
事務局	指導主事(工業)	村田 繁	高校教育課	第4部会
事務局	指導主事(商業・情報)	古屋 章	高校教育課	第5部会

令和元年度 山梨県高等学校教育課程研究協議会委員名簿

	職名(教科)	氏名	所属	備考
委員長	校長	手島 俊樹	甲府西高等学校	全体総括
副委員長	教頭	萱沼 恵光	甲府工業高等学校	第1部会長
副委員長	教頭	崎田 哲	甲府第一高等学校	第2部会長
副委員長	教頭	岩井慎太郎	ひばりが丘高等学校	第3部会長
副委員長	教頭	廣瀬 志保	吉田高等学校	第4部会長
副委員長	教頭	中村 知佳	中央高等学校	第5部会長
委員	教諭(国語)	秋山 尚克	甲府第一高等学校	第2部会
委員	教諭(国語)	一瀬 大樹	甲府南高等学校	第4部会
委員	教諭(国語)	遠藤 祐也	甲府東高等学校	第1部会
委員	教諭(地歴)	細倉要太郎	甲府西高等学校	第1部会
委員	教諭(地歴)	神澤 公男	中央高等学校	第5部会
委員	教諭(公民)	岩間 光治	北杜高等学校	第3部会
委員	教諭(公民)	樋口 繁章	日川高等学校	第1部会
委員	教諭(数学)	新海 大博	山梨高等学校	第2部会
委員	教諭(数学)	舟久保 豊	吉田高等学校	第1部会
委員	教諭(数学)	山下 聡	甲府南高等学校	第2部会
委員	教諭(理科)	川村 稯	韭崎高等学校	第4部会
委員	教諭(理科)	川口 泰才	甲府昭和高等学校	第2部会
委員	教諭(外国語)	青柳 正樹	甲府昭和高等学校	第3部会
委員	教諭(外国語)	遠藤 修史	甲府第一高等学校	第2部会
委員	教諭(保健体育)	穴水 史彦	甲府西高等学校	第3部会
委員	教諭(保健体育)	窪田 弘樹	巨摩高等学校	第2部会
委員	教諭(芸術)	薬袋 直哉	市川高等学校	第1部会
委員	教諭(芸術)	清水 亮	都留興譲館高等学校	第3部会
委員	教諭(家庭)	矢崎 香織	北杜高等学校	第4部会
委員	教諭(農業)	本多 哲也	農林高等学校	第2部会
委員	教諭(農業)	矢崎 正敏	笛吹高等学校	第3部会
委員	教諭(工業)	中田 秀樹	甲府工業高等学校	第1部会
委員	教諭(工業)	鈴木 健治	富士北稜高等学校	第2部会
委員	教諭(商業)	岡 英幸	中央高等学校	第5部会
委員	教諭(商業)	大久保 健	ひばりが丘高等学校	第5部会
委員	教諭(情報)	山本 一博	富士北稜高等学校	第2部会
委員	教諭(保健体育)	保坂 瑞徳	甲府城西高等学校	第3部会
委員	教諭(国語)	市川 真二	笛吹高等学校	第3部会
事務局	指導主事(公民)	高見澤圭一	高校教育課	第1部会
事務局	指導主事(国語)	折居 篤	高校教育課	第2部会
事務局	指導主事(地歴)	志村 光司	高校教育課	第3部会
事務局	指導主事(数学)	中村 智司	高校教育課	第1部会
事務局	指導主事(理科)	内藤 京	高校教育課	第1部会
事務局	指導主事(外国語)	吉岡 茂	高校教育課	第2部会
事務局	指導主事(保健体育)	花輪 孝徳	スポーツ健康課	第3部会
事務局	指導主事(芸術)	小澤 幸生	高校教育課	第5部会
事務局	指導主事(家庭)	藤巻 理恵	高校教育課	第4部会
事務局	指導主事(農業)	米山 正仁	高校教育課	第2部会
事務局	指導主事(工業)	村田 繁	高校教育課	第4部会
事務局	指導主事(情報)	古屋 章	高校教育課	第5部会
事務局	指導主事(商業・情報)	田中 雅明	高校教育課	第1部会
事務局	指導主事(理科)	石井 康敬	高校教育課	第4部会
事務局	指導主事(外国語)	渡邊 英裕	総合教育センター	第4部会
事務局	指導主事(特活)	小林 太郎	高校教育課	第2部会